

始





七頁

2.5.24



訂修  
史歷本日學中

卷上

官修編寮書圖

士學文

著盛葛芝

社會式株

田神・院書活期・京東

6. 12. 22

內交



明治天皇御製

進みたる世に生れたるうなるにも

むかしの事をまづ教へなむ

修訂發行につきて

本書さきに一たび改訂を経たれども、其の後、實地教授の諸君より寄せられたる適切なる助言と、著者の注意にのぼりし考案とに基き、更に一大修訂を加へ、こゝに改版發行せしむ。挿入地圖の増加、挿入繪畫の精撰、參考欄の増加、對照年表の改補を始め、本文に於ける編章の區分、敘述の順序等にも多少の改訂を試みたり。しかも本書編述の根本方針に於ては、初版以來毫も變更する所なし。蓋し幾分たりとも、教授上、學習上に便益多からしめ、教科書としての任務を全からしめんとする著者の微意に外ならざるなり。

大正六年九月

著者識



## 例言

一、本書は、中學程度の學校に於ける第一・第二年級の日本歴史教科書に充てん目的を以て、編纂したるものにして、主として、明治四十四年七月、新に制定せられたる中學校教授要目に基き、傍ら編者が中等教育に於ける經驗を參酌せり。

一、中等教育に於ける歴史科は、國民精神教育の中心學科として、重要な地位を占むるものなり。従つて本書に於ては、此の點に最も留意し、國家消長の跡を敘すると共に、わが國體の尊嚴を明にし、また偉人烈士の事蹟にして、學德修養に資すべきものは、これを掲ぐるにつとめたり。

一、本書は、授業時數との關係を考へ、教材の選擇・敘述の繁簡に注意し、力めてその要綱を述ぶるに止め、分量超過の通弊に陥るを避

けたり。されど事の參考すべきもの、及び教材をして興味あらしむべき詩歌・逸話等は、これを參考欄に附記し、適宜講話し得る組織となせり。

一、本書は、時代の前後につきて、明確なる概念を與へ、また大勢の推移につきて、連絡したる智識を授けんことに意を用ひ、本文と密接なる關係を有する年表を附し、每期の終に、概括表を加へ、各時代の終に、その時代史實の總括をなし、以て斷片的智識を與ふるに止るの弊を防げり。

一、系圖は、その前後連絡を明にし、一目瞭然たらしむるの必要あるを以て、卷尾に附録として、その重なるものを一括して附載せり。されどまた、各章に現はるる人物の系圖的關係も、その必要に應じて、上欄に記入し、錯綜せる史的事實の了解に便ならしめたり。

一、歴史教授に於て、繪畫・地圖は最も大切なる材料なり。故に本書は、



出處正確にして、本文と適切なる關係を有する繪畫を加へ、また生徒智力の程度を考へ、大體の觀念を與ふるに必要な地圖・畧圖を挿入して、参照の便に供せり。従つてこれが説明に勉め、生徒をして、學科的興味を多からしめんことは、教授の經驗に富める教師諸君に向つて切望する所なり。

大正元年十月

著者 識

# 訂修 中學日本歷史上卷

## 目次

### 皇室御略系

#### 第一編 上古史

第一章	神代	一
第二章	神武天皇	四
第三章	崇神天皇 垂仁天皇	七
第四章	日本武尊	二一
第五章	朝鮮半島の内附 文物の傳來	二五
第六章	仁德天皇 雄略天皇	二八
第七章	朝鮮半島の變遷	三二
第八章	佛教の傳來 蘇我物部兩氏の爭亂	三四
第九章	聖德太子	三六



第十章 蘇我氏の無道……………三〇

上古史總括……………三三

第二編 中古史

第一期

大化の新政より  
奈良時代の終まで

第一章 大化の新政……………三四

第二章 蝦夷の服屬 新羅の朝鮮半島統一……………三六

第三章 律令の撰定……………三六

第四章 奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬……………四一

第五章 聖武天皇 奈良時代の佛教文物……………四四

第六章 和氣清麻呂……………四九

第一期概括表……………五三

第二期

平安奠都より  
藤原氏失權まで

第七章 平安奠都 蝦夷の鎮定……………五四

第八章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢……………五七

第九章 嵯峨天皇 佛教の新宗派 漢文學……………五九

第十章 攝政 關白……………六三

第十一章 菅原道真……………六五

第十二章 地方の情況 承平天慶の亂……………六九

第十三章 藤原氏家門の争……………七三

第十四章 平安時代の文物……………七六

第十五章 刀伊の入寇 前九年の役……………七九

第二期概括表……………八一

第三期

後三條天皇の新政より  
平氏滅亡まで

第十六章 後三條天皇 院政……………八二

第十七章 後三年の役……………八六

第十八章 源平二氏の盛衰……………八九

第十九章 平氏の滅亡……………九三



第三期概括表……………九九

中古史總括……………九九

附錄

- 略年表 (上の一二)
- 物部氏略系
- 蘇我氏略系
- 藤原氏略系
- 平氏略系
- 源氏略系
- 參照地圖 (第一圖—第三圖)

訂修中學日本歷史上卷目次終

◎皇室御略系

○傍注ノ年代ハ第一行ハ御在位年間ヲ示シタルモノ

伊弉諾尊—天照大神—天忍穗耳尊—天津彥彥火瓊杵尊—彥火々出見尊—彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊

月讀尊

伊弉冉尊—素戔嗚尊—大國主命

神武天皇 紀元一六六—一七六

綏靖天皇 紀元一七六—一八四

安寧天皇 紀元一八四—一九三

懿德天皇 紀元一九三—二〇二

孝昭天皇 紀元二〇二—二一〇

孝安天皇 紀元二一〇—二一七

孝靈天皇 紀元二一七—二二五

孝元天皇 紀元二二五—二三三

大彥命 紀元二三三—二四一

武渟川別命 紀元二四一—二四九

崇神天皇 紀元二四九—二五七

彥坐命 紀元二五七—二六五

豐鍬入姬命

垂仁天皇 紀元二六五—二七三

景行天皇 紀元二七三—二八〇

日本武尊 紀元二八〇—二八八

仲哀天皇 紀元二八八—二九六

應神天皇 紀元二九六—三〇四

丹波道主命

倭姬命

神功皇后

(C)ノ間三代略

皇室御略系







光孝天皇<sup>五八</sup>  
 紀元一五四一—一五四七  
 仁和三三年(一五四七)

宇多天皇<sup>五九</sup>  
 紀元一五五〇—一五五七  
 承平元年(一五五〇)

醍醐天皇<sup>六〇</sup>  
 紀元一五五七—一五七〇  
 延長八年(一五七〇)

朱雀天皇<sup>六一</sup>  
 紀元一五七〇—一五八六  
 天曆六年(一五八六)

村上天皇<sup>六二</sup>  
 紀元一五八六—一六〇七  
 康保四年(一六〇七)

冷泉天皇<sup>六三</sup>  
 紀元一六〇七—一六二九  
 寬弘八年(一六二九)

圓融天皇<sup>六四</sup>  
 紀元一六二九—一六四四  
 正曆二年(一六四四)

花山天皇<sup>六五</sup>  
 紀元一六四四—一六六六  
 寬弘五年(一六六六)

三條天皇<sup>六七</sup>  
 紀元一六六六—一六七七  
 寬仁元年(一六七七)

一條天皇<sup>六六</sup>  
 紀元一六七七—一七〇一  
 寬弘八年(一七〇一)

後一條天皇<sup>六八</sup>  
 紀元一六六六—一六九六  
 長元九年(一六九六)

後朱雀天皇<sup>六九</sup>  
 紀元一六九六—一七〇五  
 寬德二年(一七〇五)

後冷泉天皇<sup>七〇</sup>  
 紀元一七〇五—一七二九  
 治曆四年(一七二九)

後三條天皇<sup>七一</sup>  
 紀元一七二九—一七三三  
 延久五年(一七三三)

白河天皇<sup>七二</sup>  
 紀元一七三三—一七六六  
 大治四年(一七六六)

堀河天皇<sup>七三</sup>  
 紀元一七六六—一七七七  
 嘉承二年(一七七七)

崇德天皇<sup>七五</sup>  
 紀元一七三三—一八〇一  
 長寬二年(一八〇一)

後白河天皇<sup>七七</sup>  
 紀元一八〇一—一八二八  
 建久三年(一八二八)

近衛天皇<sup>七六</sup>  
 紀元一八二八—一八五五  
 久壽二年(一八五五)

重仁親王<sup>七八</sup>  
 紀元一八〇一—一八二八  
 永萬元年(一八二八)

二條天皇<sup>七八</sup>  
 紀元一八二八—一八五五  
 永萬元年(一八二八)

以仁王<sup>七八</sup>

高倉天皇<sup>八〇</sup>  
 紀元一八五五—一八八〇  
 養和元年(一八八〇)

六條天皇<sup>七九</sup>  
 紀元一八五五—一八八六  
 安元二年(一八八六)

安徳天皇<sup>八二</sup>  
 紀元一八八六—一八九五  
 壽永四年(一八九五)

後鳥羽天皇<sup>八三</sup>  
 紀元一八九五—一八九九  
 延應元年(一八九九)



執金剛神像



この像は奈良東大寺法華堂（一に三月堂といふ）壇後北面の厨子内に安置す。天平五年本堂創立以來保存せらるゝ佛體の一なり。左手拳をなし、右手金剛杵をとりて大喝睥睨するの狀、活動變化の妙を極む。像は塑土を以て製作せられたるものにして、全身金碧を以て華麗なる色彩を施せり。古來秘佛として、容易に開扉せざりしが故に、塑像なるにも拘らず、千二百年後の今日、尙損所少く、色彩歴然として、天平時代製作の面影を見るべし。誠に奈良時代に於ける雄偉にして且華麗なる佛體の好標本と云ふべし。

訂修 中學日本歴史 上卷

文學士 芝 葛 盛 著

第一編 上古史

國初より蘇我氏滅亡まで  
開闢より紀元一三〇五年に至る

第一章 神代



我が國民の誇

太古の二神

我が國體 我が大日本帝國は、上に萬世一系の天皇をい  
下にも、外國の侮を受けたることなし。  
かかる國柄は、世界にたくひなき所にして、また實に我が國  
民の大なる誇とすべき所なり。

國のはじめ 傳へいふ、我が國太古伊弉諾尊・伊弉冉尊と

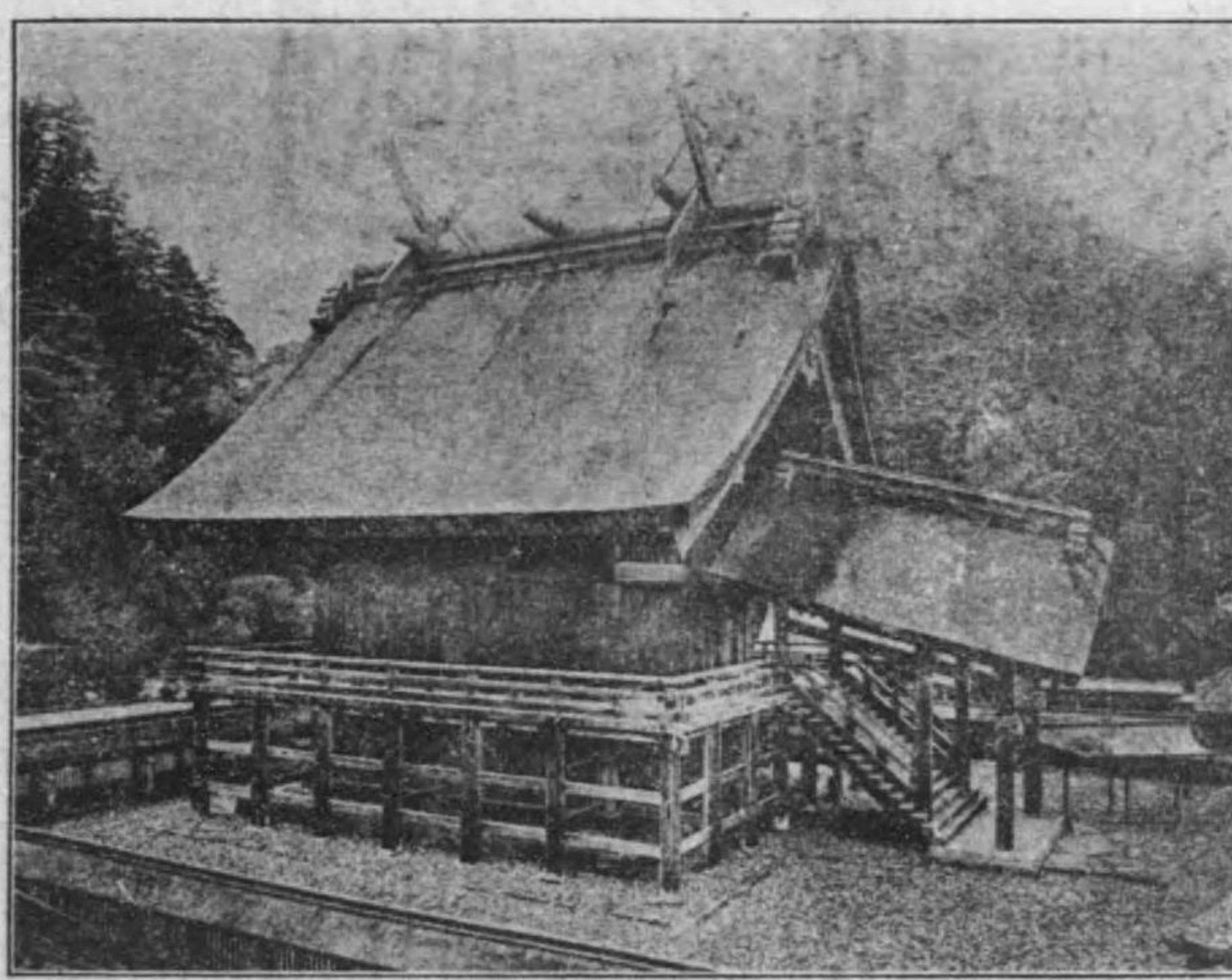


天照大神

素戔鳴尊

叢雲劔

申す男女の二神おはして、大八洲國をつくり給ひ、また天照



出雲大社本殿

出雲大社本殿ありに町築杵國雲出は社大雲出  
造社大] 謂所は殿本の社大雲出ありに町築杵國雲出は社大雲出  
せ稱と [造社大] 謂所は殿本の社大雲出ありに町築杵國雲出は社大雲出  
りれよ片に右てつ向てしすらあに央中は口入のそてしに造風破面正れら

大神素戔鳴尊を生み給へり。天照大神は、御徳いと高く、高天原を治めたまへり。御弟素戔鳴尊は、あらあらしき御行多く、しばしば大神を苦しめ給ひければ、つひに逐はれて、出雲に下りたまひ、そこにて賊を平げ、叢雲劔を得て、大神に奉り給ひき。

大國主命の國土獻上 素戔鳴尊の御子に、大國主命と申

伊弉諾尊  
伊弉冉尊  
天照大神  
月讀尊  
素戔鳴尊  
大國主命

皇基の遠遠

三種の神器

す神あり。御父につぎて、出雲を治め給ひ、少彦名神と力をあはせて、國土を開き、従はぬものどもを平げ、醫藥の法をも教へ給ひしかば、徳化四方に及びたり。天照大神は、御子孫をして、此の國を治めしめ給はんとて、經津主神、武甕雷神を遣はして、この國を上るべきことを傳へしめ給ひしに、大國主命は、謹みて、詔を奉じ、杵築宮に退かれたり。今の出雲大社は、この神を祀れるなり。

天孫降臨 大神、乃ち御孫瓊杵尊に勅して、豊葦原瑞穗國は、我が子孫の君たるべき地なり。汝皇孫、ゆいて治めよ、天日嗣のさかえまさんこと、天壤とともに窮なかるべし、のたまへり。萬世動きなき我が皇基は實にここに定まれり。大神また八咫鏡、叢雲劔、八坂瓊勾玉を尊に授け給ひき。之を三種の神器と云ふ。この時、大神は、この鏡を見ること、我を見



天照大神  
天忍穗耳尊

瓊瓊杵尊

彦火出見尊

鸕鷀草葺不合尊

鸕鷀草葺不合尊

るが如くせよ」とおほせられき。これより神器は、代々の天皇相傳へまして、皇位の御しるしとなし給へり。  
かくて瓊瓊杵尊は群神を率ゐて、日向に降り、高千穂宮に居給ふ。瓊瓊杵尊より、御子彦火出見尊、御孫鸕鷀草葺不合尊まで、三世の間は、日向に都し給へり。以上を神代といふ。

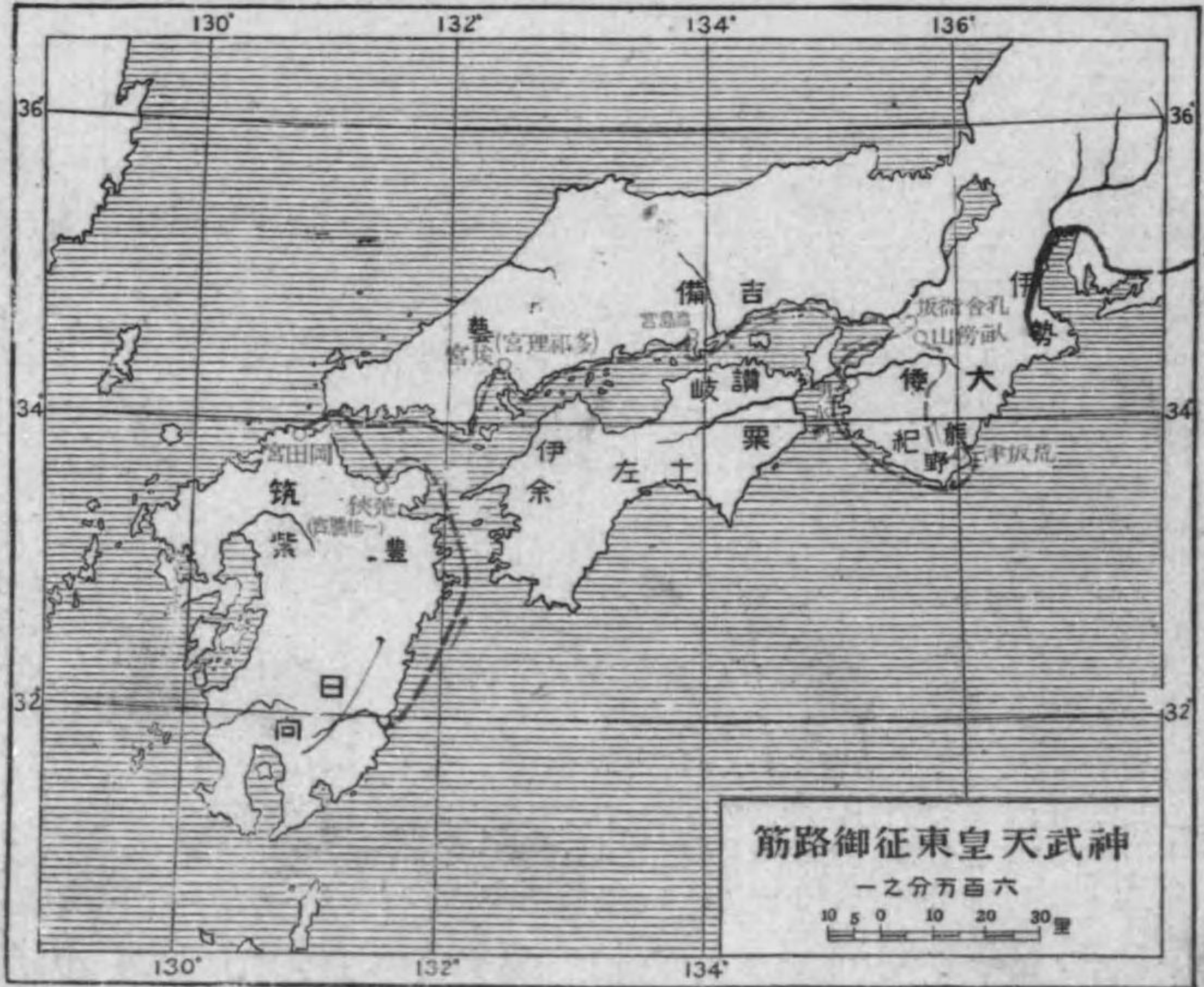
参考

- 一 大八洲國とは、今の本州、四國、九州、淡路、隱岐、對馬、佐渡及びその屬島の總稱にて、多くの島々の國といふ意なり。豊葦原千五百秋、瑞穂國といひ葦原中國などといふも、皆大八洲國と同じく、帝國の古名なり。
- 二 天孫降臨の時に、瓊瓊杵尊に隨從せし主なる神々は、天兒屋根命、中臣氏の祖、太玉命、齋部氏の祖、天忍日命、大伴氏の祖等なり。

第二章 神武天皇

天皇の東征 神武天皇は、鸕鷀草葺不合尊の御子なり。初め、天皇日向にいまししが、東方いまだ王化に浴せざりしか

東征の御路筋 饒速日命



神武天皇東征御路筋 一之分万百六

ば、皇族たちと東征の謀を立て給ひ、舟師を率ゐて、日向を發し、豊筑紫安藝、吉備を経て、浪速に至り、河内を経て、大和に入らんとし給へり。  
大和平定 時に、大和には長髓彦といふものあり。天神の御子、饒速日命を奉じて、勢甚だ盛なりしかば、皇軍容易く進むこと能はず。天皇よりて路を轉じて、紀伊より



金色の鵞



宮神原櫛

これらて立に址の宮原櫛の古りあに南東の山傍畝は宮神原櫛  
移を之ひ賜を所侍内舊の所御部京は殿神のこふいとりのも  
りな山傍畝ち即はるゆ見に方後中圖りなのもるたて建し

大和に入り、ゆくゆく土賊を平げ、更に進みて長髓彦を討ち  
給へり。この時金色の鵞來りて、御弓の弭に止る。賊軍  
眼くるめき戦ふこと能はず。されど長髓彦は尙降伏  
せざりしかば、饒速日命、長髓彦を誅して歸順す。その  
近傍の賊ども相つぎて平ぎ、大和全く平定せり。  
天皇の即位　ここに於て、天皇都を畝傍山和の東  
南なる橿原の地にさだめて、即位の禮を擧げ給ひ、大

紀元元年

國主命の後なる五十鈴媛を立てて皇后となし給ひき。これ  
實に我が國の紀元元年なり。

天皇の政治　かくて天皇は天種子命命天兒屋根、天富命命太玉  
をして、祭祀を司り、兼ねて、朝政をたすけしめ、道臣命命天忍日  
と饒速日命の子可美眞手命命物部氏 には、武備にあづかり  
て、宮門を守らしめらる。また地方には、國造・縣主をおきて、そ  
の地の政を行はしめ給ひき。

参考

金鵞勳章は、この神武天皇御東征の折の靈瑞に因みしもの  
て、陸海軍人の武功拔群の者に授け給はんとて、明治二十三年  
二月十一日紀元節の日、金鵞勳章の制を定め給へり。その制一  
級より七級まであり。こゝに示したるは功二級の金鵞勳章な  
り。



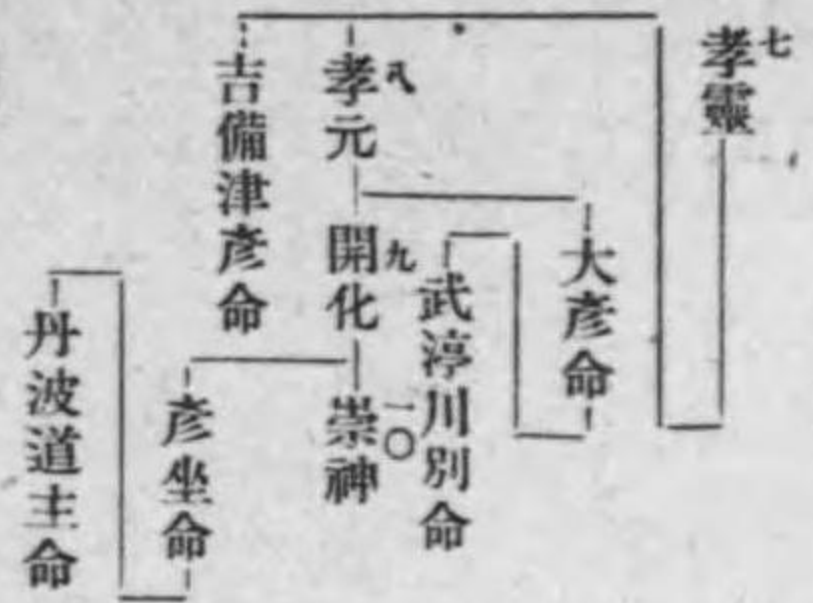
章勳鵞金

第三章 崇神天皇 垂仁天皇

神武一 綏靖 安寧  
四 懿德 孝昭 孝安  
七 孝靈 孝元 開化  
崇神一 垂仁



笠縫邑

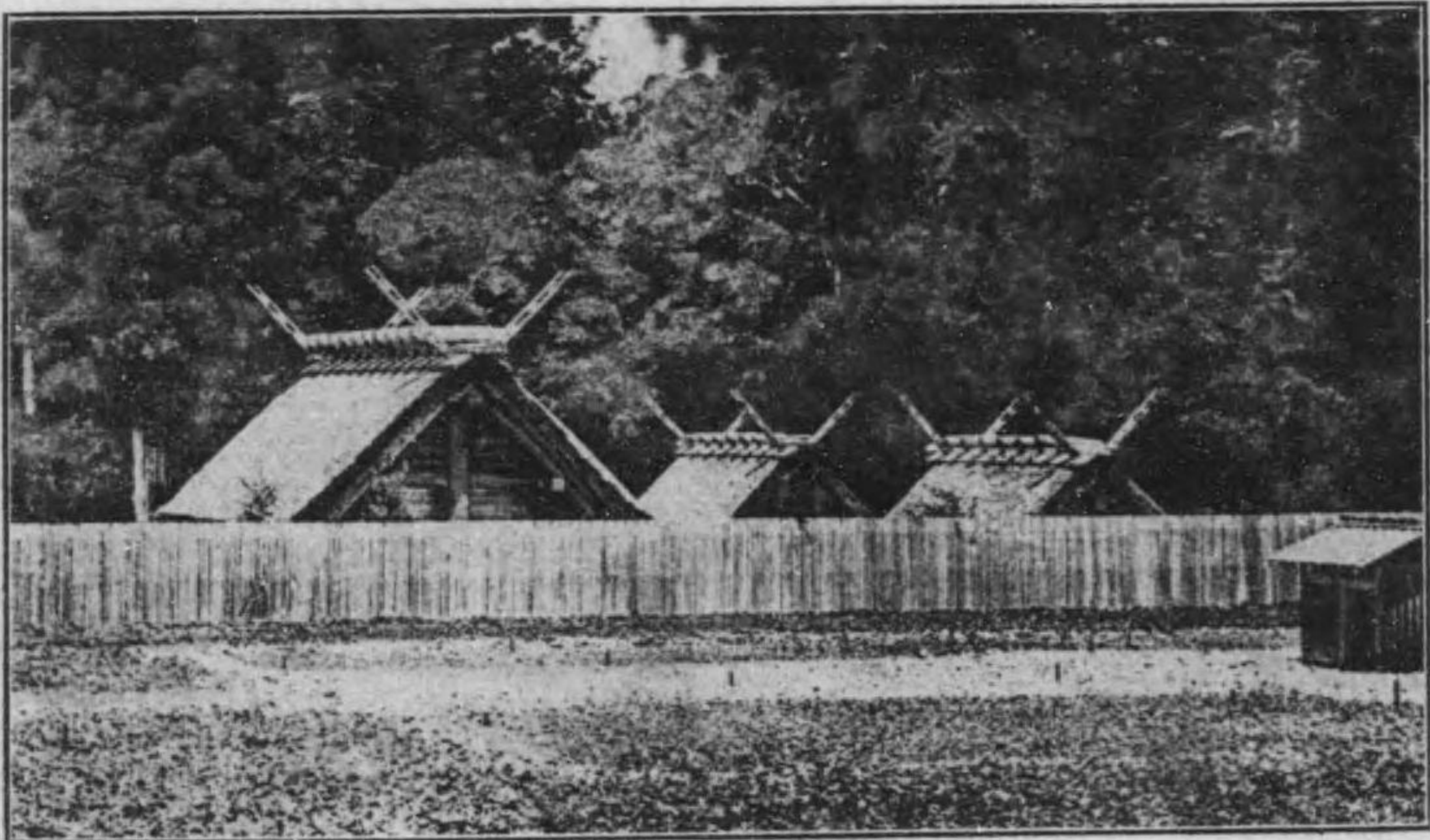


**神器の奉遷** 神武天皇の後八代を経て、崇神天皇位に即き給へり。天皇は敬神の御心深く、三種の神器と同殿に居たまふは、神威をけがすおそれありと思召され、鏡・劔をば、大和の笠縫邑に遷して、そこに祀りたまひ、別にこれを模造して、八坂瓊勾玉とともに、宮中に安置し給へり。

**四道將軍の派遣** この頃、遠き國々には、未だ王化にうるほはざるものありしかば、天皇は、四人の皇族をえらび、大彦命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西道に、丹波道主命を丹波路に遣はして、四方を平げしめたまへり。これを四道將軍といふ。後また、皇子豊城入彦命をして、東國を鎮めしめたまひき。これより、皇威は、ますます遠きに及べり。

**産業の發達**

この御代には、始めて人口をしらべ、調を定



伊勢大皇神宮

めたまひき。また、池溝を掘らしめて、人民に農業をすすめ、或は船を造りて、運送の便をはからしめ給へり。かく御心を民事に留め給ひければ、産業盛になり、天下よくをさまりたり。

**垂仁天皇の政治** 垂仁天皇もまた民事に御心を用ひ給ひ、多くの池溝を開きて農事をすすめ給へり。

**皇大神宮** 天皇の御代に、再び鏡・劔を笠縫邑より、伊勢度會の五十鈴川のほとりにうつし

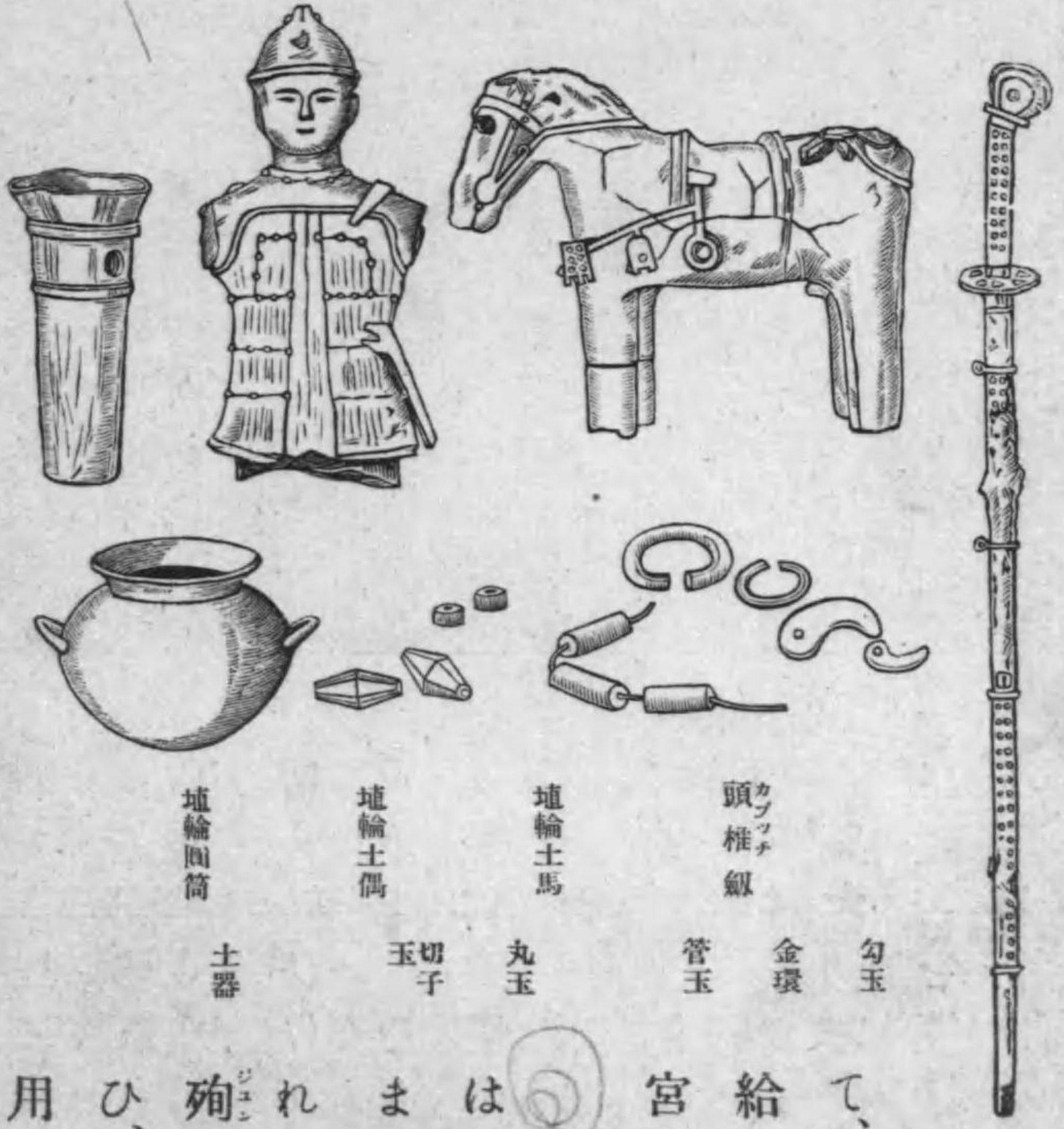


三項 柁ヤチアリ

埴輪

野見宿禰

たる人馬等の形を、墓の周圍にたてて、之に代へしめらる。



埴輪筒

埴輪土偶

埴輪土馬

銅頭椎

管玉 金環 勾玉

玉切子

丸玉

土器

まつり、皇女  
倭姫命をし

て、これを祀らしめ  
給へり。今の皇大神  
宮是なり。

殉死の禁 天皇

は仁慈の御心深く  
ましまししかば、こ  
れまで行はれたる  
殉死の風を禁じ給  
ひ、野見宿禰の議を  
用ひて、土にて造り

# 欠



# 欠

夏ガ前飯ス

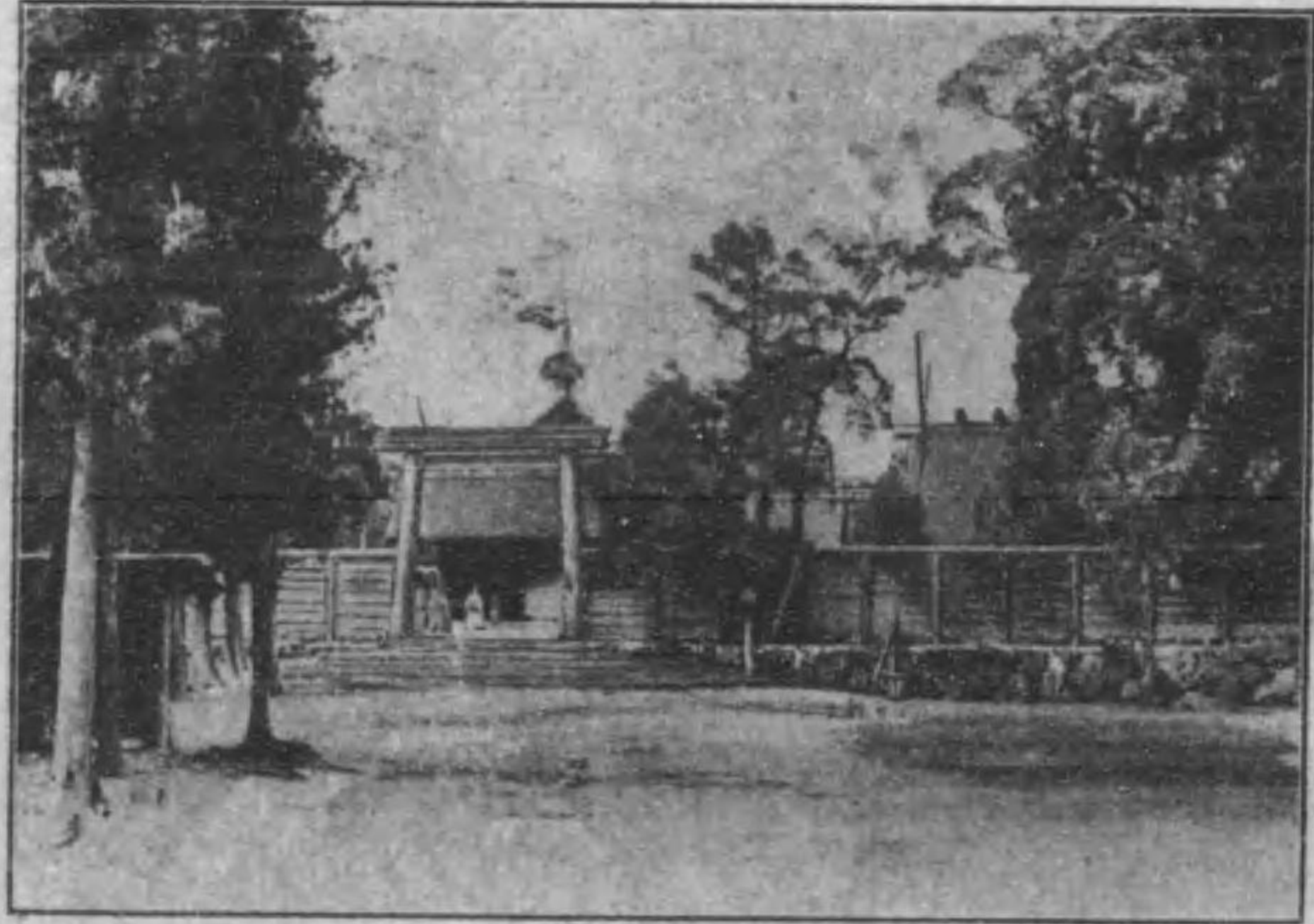
蝦夷征伐の發端

日本武尊の蝦夷征伐

日本武尊  
景行  
倭姫命  
垂仁  
成務

草薙劍

蝦夷征伐 天皇、さきに、武内宿禰をして、蝦夷の有様を視察せしめ給ひしことありしが、その叛くに及び、再び日本武尊をして、之を征伐せしめ給へり。尊は、先づ、伊勢皇大神宮に詣り給ひて、御叔母倭姫命より、叢雲劍を受け給ひしが、駿河に到り給ひ、賊の火攻にあひ給ひし時、かの劍を抜きて草を薙ぎ、反りて賊を焼き殺し給ひき。これよりこの劍をば、草薙劍と申すこととなれり。尊は進みて相模より上總に渡りたまひ、なほ進んで、陸奥の賊を平げたまひ、更



熱田神社



日本武尊の薨去

熱田神宮

に、甲斐・信濃を経て、尾張に出で、近江の賊を討ち給ひしが、ここに御病にかからせられ、つひに伊勢の能褒野にて薨じ給へり。彼の劔は、尾張にとどめたまひしかば、後そこに宮を立てて之を祀れり。今の熱田神宮是なり。

**征伐後の東國經營** その後、天皇は東國に行幸ありて、尊の定め給ひし國々を見給ひ、また御諸別王豊城入彦命の曾孫をして、東國を治め給ひき。

**地方制度の整頓** 此の如く東西の國々平定せしかば、次の成務天皇の御代には、山河の形勢によりて、國縣を分ち、國造・縣主・稻置等を定めて、地方の制度を整へ給ひ、また朝廷には大臣を置き、武内宿禰を之に任じ給へり。是に於て、朝廷の威勢益々四方に振ひたり。

参考

成務天皇

日本武尊は、初め小碓尊と稱し給ふ。その賊魁川上梟帥を誅し給ふに臨み、梟帥その武勇に感じ、日本武尊の御名を奉れり。又尊の蝦夷征伐に向ひ給ふや、途次相摸より上總に渡らんとして、海上暴風の難に遭ひ給ひしが、妃弟橘姫尊は御身代りにと神に祈りて海に投じ給ひ、風浪靜かなることを得たり。尊これを追慕し給ふこと切なるものあり、上野碓日嶺に登り給ふや、東南を望み、吾孀者耶と三嘆し給へり。因りて山東諸國をアヅマの國といふなりと云ひ傳ふ。

### 第五章 朝鮮半島の内附 文物の傳來

**三韓** 朝鮮半島はわづかに對馬水道を隔つるのみにて、我が國と連なれるが故に、はやく神代より交通ひらけ、關係甚だ深かりき。開化天皇の御代の頃に至りては、この半島の北部は、支那の漢の領地となり、南部は馬韓・弁韓・辰韓に分れ、之を三韓と呼べり。

**任那及び三國** その後、崇神天皇の御代の頃に、半島の北部に高麗新に國を建て、辰韓の地には新羅起りしが、づいで

上古の朝鮮半島

冊尾第一圖参照

紀元六百年の頃



馬韓の地には百濟起りて、三國鼎立の形をなしたり。我が國にては、これをも昔のままに三韓と呼べり。弁韓は數多の小國に分れたりしが、その一部に大加羅といふ國あり、新羅と地を争ひて、援を我が國に請へり。乃ち崇神天皇は鹽乘津彦をして、之を治めしめ、給ひき。次の垂仁天皇の御代に、國號を任那と賜ひ、後、そこに日本府を置き給へり。

神功皇后

成務天皇崩じたまひて、仲哀天皇立ち給ふ。天皇は、日本武尊の御子なり。天皇の時、筑紫の熊襲また叛きしかば、天皇、皇后とともに、これを征し給ひしが、俄に陣中に崩じ給へり。皇后は、大臣武内宿禰とはかりて、別將を遣りて、熊襲を伐たしめ、親ら軍を率ゐ、海を渡りて、新羅を征し給ひき。新羅王、恐れて降を請ひ、永く貢物を奉らんことを誓へり。是に於て、熊襲も亦平きて、永く叛かざるに至れり。百濟、高麗の

二國も相ついで降り、朝鮮半島我が國に屬せり。  
應神天皇 皇后筑紫凱旋の後、應神天皇を生み、ながく政を攝し給へり。應神天皇は益、皇威を張り、また頻に朝鮮半島の文物をとりいれ給へり。

●**漢の傳來** 朝鮮半島の國々は、早くより支那と交通して、其の學問工藝を傳へ、文化大に開けたり。されば、彼我交通の繁くなるに隨ひ、その文物をも我に傳ふるに至れり。應神天皇の御代に、百濟より阿直岐來朝し、ついで博士王仁も來りて、論語千字文などを獻ぜり。これ我が國に漢字の傳はりし始なりとす。皇子菟道稚郎子此の二人を師として學びたまひ、頗る經籍に通じ給へり。後、支那の人阿知使主父子も多くの人々を率ゐて、朝鮮半島より來りしが、これらの人々の子孫は、大和河内に住み、代々朝廷に仕へて、記録を掌れり。阿

朝鮮半島の内屬

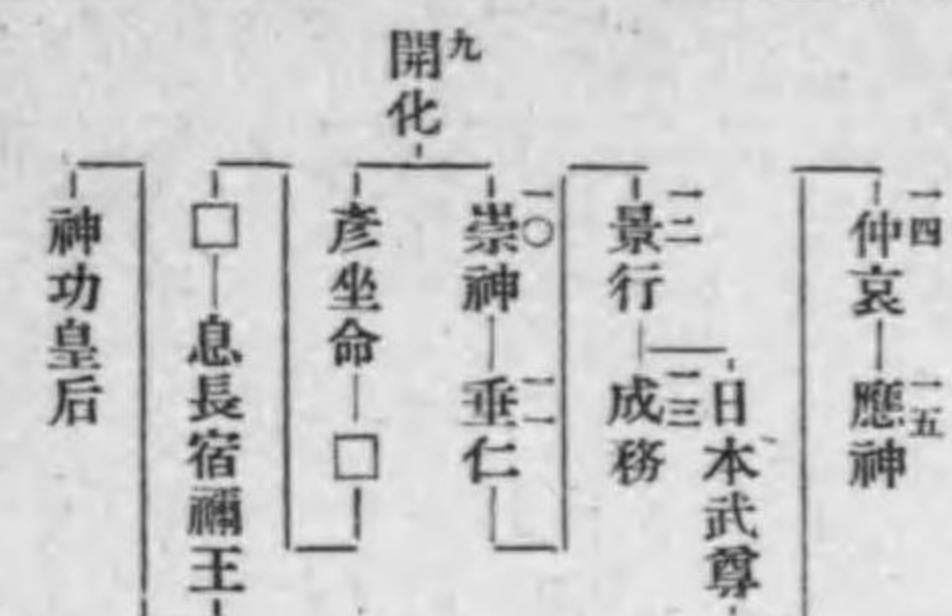
阿直岐

王仁

(西文氏の祖)

阿知使主

(東文氏の祖)



皇后の新羅征伐は紀元八六〇年韓國併合前凡そ千七百年なり



東西文氏

弓月君

(秦氏の祖)

知使主の子孫を、東文氏といひ、王仁の子孫を西文氏といふ。  
**工藝の傳來** またこの御代に、支那の人弓月君は、數多の人々を率ゐて百濟より歸化し、織物の法を傳へしが、天皇は更に使者を支那に遣はして、機織裁縫の工女を求めしめ、益此の業の進歩を圖り給へり。この外、朝鮮半島より、織工鍛冶木工及び酒造家等も渡來し、各其の技を傳へしかば、我が國の文物工藝これより發達せり。

參考

阿知使主の子孫の一部は東文氏といひしが、また漢氏と稱して産業に従事せしものもすくなからず、弓月君の子孫は秦氏と稱し、共にその一族繁延して我が殖産に力を致せり。

第六章 仁德天皇 雄略天皇

難波の都

**仁德天皇** 應神天皇崩じ給ひし後、ほどなく皇子仁德天皇位に即き給ひ、都を難波今の大坂にうつし給へり。當時難波は

天皇の政治

東西交通の要地たりしを以てなり。天皇深く御心を政治に留め給ひ、堀江を掘り、池溝を開き、堤防を築きなどして、民業の發達をすすめ給へり。また仁慈の御心厚く、かつて炊烟の稀なるを見て、民の貧しきを察し給ひ、六年の間貢物をゆるし給ひき。されば、天皇の御代には、國富み民豊にして、天下太平を樂みたり。

皇位の御兄弟に及べる新例

武内宿禰

蘇我石川麻呂 滿智  
平群木菟 眞島 鮪  
葛城襲津彦 磐之媛  
玉田 圓

**大臣と大連** 天皇の皇后磐之媛は、武内宿禰の孫にして、その御腹なる履中リチュウ、反ハン正セイ、允イン恭キョウの三天皇相ついで位に即き給ひ、皇位の御兄弟に及べる新例を開かれたり。これよりして武内宿禰の子孫は大に榮え、これより出でたる蘇我平群葛城等の諸氏は、何れも大臣となり、大連となれる大伴・物部の二氏と共に、相ならびて朝政を輔けたり。

**雄略天皇** 允恭天皇の後、安康天皇を経て、雄略天皇位に



仁徳一七 履中一八 反正一九 安康二〇  
允恭二一 雄略二二 清寧二三

産業の奨励

豊受大神宮

大藏の設置

履中一七 市邊押磐皇子一八  
顯宗一九 仁賢二〇 武烈二一

即き給へり。天皇は御性質勇猛にましまししかど、深く御心を民政に留め、産業をすすめ、また使を遠く支那に遣はして、縫織の工女を召し給ひ、皇后もまた親ら蠶を養ひたまひければ、産業大に發達したり。又農業の神なる豊受大神を丹波より迎へて伊勢の度會ワタノヒの山田原に祀られたり。後世皇大神宮を内宮といひ豊受大神宮を外宮といふ。かくて産業のすすむに従ひ、諸國より貢の品も多くなりしかば、天皇は新に大藏オホクラをたてて之に納めしめられ、蘇我滿智ミチをしてこれを掌らしめらる。是に於て、蘇我氏の勢漸く大となれり。

顯宗オケ・仁賢ウツクの二天皇 清寧ヤスノ天皇ついて立ち給ふ。天皇御子おはさざりしかば、履中天皇の二皇孫を播磨より迎へて、嗣とし給ふ。顯宗ウツク・仁賢ウツクの兩天皇是なり。仁賢天皇の皇子武烈ムツレツ天皇ついて立ち給ふ。時に大臣平群眞鳥マコト不臣の振舞ありしか

平群氏衰ふ

應神一五 稚野毛二派皇子一六  
意富富村王・字斐王一七  
彦主人王一八 繼體一九 宣化二〇 欽明二一

ば、大伴金村天皇を輔けたてまつりて之を誅せり。これより平群氏衰へたり。天皇また御子おはさざりければ、應神天皇五世の御孫位に即き給ふ。繼體天皇これなり。

参考

- 一 藤原時平が仁徳天皇を詠じ奉りし歌に、高どのにのほりて見れば、天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる。
- 二 雄略天皇嘗て山に狩し給ひし時一匹の暴猪出でたるに、舍人恐れて逃げしかば、天皇怒りて弓にて之を突きとめ、御足を舉げて踏み殺し給へり。天皇更に舍人を責めて之を誅せんとし給ひしが、皇后之を諫め給ひしかば、天皇御心釋けて、その罪を許し給ひ、朕は狩して善言を得たりと宣へり。亦以て皇后内助の功多かりし一端を察すべし。皇后御名を幡榊姫といひ仁徳天皇の皇女なり。

第七章 朝鮮半島の變遷

高麗・新羅の叛服 初め朝鮮半島の我に内屬するや、任那に日本府を置きて之を治めしめ、半島南部には、一時その威令もよく行はれたりき。然れども、高麗は國力の強きをたの



みて、しばしば貢物を怠り、新羅も漸く強大となりて、百濟任那を侵して叛服常なし。

吉備田狹叛く  
紀大磐叛く

**我が鎮將の謀叛** 加ふるに、雄略天皇の御代には、任那の國司吉備田狹新羅と謀を通じて叛き、顯宗天皇の朝には、紀大磐、任那によりて反し、高麗に通じて、半島に王たらんとせしが、百濟の兵に攻められて敗走せり。かく我れより遣はしたる鎮將さへも、彼の地によりて叛するに至りしかば、半島の事益、困難となれり。

大伴氏衰運に向ふ

**大伴金村の失策** 然るに、繼體天皇の御代に、大連大伴金村は、百濟の請ふがままに、任那の地を割きて之に與へしかば、任那もまた我を怨むにいたり、半島いよいよ動搖せり。この失政によりて、大伴氏またその衰運を招くに至れり。ついで新羅は任那を侵しければ、天皇近江毛野を任那に遣はさ

磐井の叛

れしに、新羅は我が筑紫の磐井と結びて、その軍を遮りしかば、天皇大連物部麤鹿火を遣はして、まづ磐井を誅せしめたまひき。ついで毛野は、彼の地に至りしかども、其の處置宜しからざりしかば、かへつて騒亂を大にしたり。

任那は崇神天皇の御代に内附してより、六百年来る凡そ六百年

紀元二二二三年

**日本府の滅亡** かくて、欽明天皇の御代に至り、新羅益、強大となり、百濟、任那を攻めて、つひに任那を滅し、日本府をも毀てり。時に紀元千二百二十二年なり。朝廷軍をやりて、百濟と共に新羅を討たしめたれど、我が軍利なくして敗れ歸れり。その後、代々の天皇また任那の恢復に力を用ひ給ひしが、つひに其の効なかりき。

参考

新羅征伐の軍中調伊企儼が捕虜となりて、尙屈せず、新羅王を罵り、又百濟に使せし膳巴提便が、子の爲に虎を殺せる話は、この欽明天皇の御代の事なり。



始

第八章 佛教の傳來 蘇我・物部  
兩氏の争亂

司馬達等

紀元二二二年

百濟王佛像經  
論を獻す

稻目と尾輿

佛教の傳來 印度に起れる佛教は、早く支那に流入し、更に朝鮮に傳はりしが、つひに我が國にも傳來するに至れり。さきに、繼體天皇の御代に、支那の人司馬達等といふもの、佛像をもたらし來りて、佛教を弘めんとしたれども、未だ廣く行はるるに至らざりしが、欽明天皇の十三年に、百濟王は更に佛像・經論を獻じて、盛に其の功德を説きしかば、ここに始めて流行の端緒を開けり。

拜佛可否の論 この時、天皇の御下問に答へて、大臣蘇我稻目は之を禮すべしといひ、大連物部尾輿は中臣鎌子と共に、之に反對し、外國の神は、之を拜すべからずと主張せり。よ

蘇我滿智……稻目

馬子 蝦夷 入鹿

堅鹽媛 欽明妃

小姊君 欽明妃

穴穗部 蘇我氏

馬子と守屋

りて、天皇は佛像を稻目に賜ひて、試に之を拜せしめ給ひき。稻目乃ち、己の家を寺となして、ここに安置せり。偶、疫病大に流行せしかば、尾輿等、これ神の罰なりと奏して、寺を焼き、佛像を難波の堀江に投じたり。

蘇我氏と物部氏 當時大臣家の葛城・平群二氏は、既に衰へ、大連家の大伴氏も、金村の頃より衰へたれば、蘇我・物部の二氏相ならびて朝廷に仕へ、互にその權力を争ひしが、今又佛教の事につきて、兩氏意見を異にし、次の敏達天皇の御代には、稻目の子馬子大臣となり、尾輿の子守屋大連となり、各父の志をうけて、はげしく相争へり。

物部氏の滅亡 敏達天皇崩じ給ふや、皇弟穴穗部皇子は守屋と結びて皇位を望み給ひしが、事成らずして、馬子の擁立せる皇弟用明天皇即位し給へり。これよりして、馬子は、大



欽明

敏達

用明(母我聖德太子)

穴穗部皇子(母我小野君)

崇峻(母我小野君)

推古(母我聖德太子)

女帝の始

敏達天皇

推古天皇

に勢を得たりしが、天皇の御子厩戸皇子は、またいたく佛教を信じ給ひければ、馬子は皇子と親しみ、益々權勢を張るにつとめたり。既にして用明天皇崩じたまふに及び、守屋はまた穴穗部皇子を立てんとせしかば、馬子は遂に皇子を害し、また守屋を攻めて之を殺したり。物部氏ここに亡ぶ。これより馬子の專横ますます甚しく、崇峻天皇いたく之をにくみ給ひしが、天皇崩じて、敏達天皇の皇后炊屋姫位に即給へり。之を推古天皇とす。我が國女帝の始なり。

参考

佛教は今を距る凡そ二千四百年前印度の王族の中より出でたる釋迦の開きたる宗教なり。釋迦は支那の孔子と殆ど同時代の人なり。佛教は釋迦の死後二百年餘をへてはじめて印度の全部にひろまり、さらに三百年ばかりにして印度の北方より支那に傳はり、又三百餘年の後百濟に入り、百濟より我が國に傳來せり。

### 第九章 聖德太子

#### 聖德太子の攝政

推古天皇の御代には、厩戸皇子皇太子



聖德太子

この御影は法隆寺に今帝室の御物なり。中なるは聖德太子に左方、そのそばに王子山菅ふいと、同じく殖栗王なり。

として、政を攝し給へり。皇太子聰明にして、博學多藝、よく天皇をたすけて、心を政治に留め、朝鮮半島及び支那大陸の文物を採りて、諸般の制度を改め給ひしが、皇位をうくるに至らずして薨じ給へり。世に聖德太子と申す。

#### 制度の改革

太子は冠位十二階を定め、之を諸臣に賜ひて、其の等級を明にし、憲法十七條を定めて、官民一般の守るべき心得を示し給ひ、また始めて曆を天下に頒ち給ひき。

冠位十二階  
憲法十七條

曆







司馬達等一多須奈  
鞍作止利(鳥佛師)

工・佛工・瓦工・畫工等相つぎて來朝しければ、建築彫刻はいふまでもなく、繪畫・織縫・刺繡等の術も、大に進歩したり。名高き佛工には、鳥佛師出で、繪畫には高麗より來れる僧曇徴有名なり。

参考

- 一 冠位十二階とは大德冠・小德冠・大仁冠・小仁冠・大禮冠・小禮冠・大信冠・小信冠・大義冠・小義冠・大智冠・小智冠にして、諸臣に之を授け、以て上下尊卑を明にするの道を開けり。
- 二 我が國より隋に遣はしたる國書には、東天皇敬白西皇帝、又は日出處天子致書日没處天子などとありて、對等の文言を用ひられしは、亦以て太子の御見識を窺ふを得べし。

第十章 蘇我氏の無道

欽明  
敏達 彦人大兄皇子  
舒明 古人大兄皇子  
天智 中大兄皇子  
皇極 齊明  
孝德 山背大兄王  
用明 厩戸皇子  
山背大兄王

蘇我氏の暴横 聖德太子かくれ給ひて後、數年にして馬子も死し、その子蝦夷大臣となり、舒明天皇を立て奉り、ますます威權をほしいままにせり。次の皇極天皇の御代には蝦

蘇我馬子 蝦夷入鹿  
倉麿 石川麿

夷なほ大臣として政を専らにし、その子入鹿は、暴横父にもまさり、聖德太子の御子山背大兄王の人望あるを嫉みて、之を害し奉り、また己の家を宮と稱し、己の子を王子といふなど、僭上の振舞甚だしかりき。

天兒屋根命  
天種子命  
御食子 鎌足

中大兄皇子と中臣鎌足 時に、中臣鎌足といふものあり。忠烈の志厚く、蘇我氏の專横を憤り、之を滅ぼさんと欲し、英明なる中大兄皇子と交を結び、また蘇我石川麻呂・佐伯子麻呂等をかたらひて助となし、ひそかに時の至るを待てり。

蘇我氏の滅亡 かくて、鎌足は三韓入貢の日を期して、中大兄皇子と共に、入鹿を大極殿に誅せり。蝦夷はその免れざるを知り、圖書家寶を焼きて自殺せり。蘇我氏の宗家ここに亡ぶ。時に紀元千三百五年なり。

紀元一三〇五年



### 上古史總括

#### 建國の大業

#### 領土の擴張

國初より蘇我氏滅亡まで、其の間甚だ長しといへども、之を大勢上より見れば、前後の二期に分ちて考ふることを得べし。前期は、建國の業成り、ついで内治を整へ、皇威の擴張を計りし時代なり。天孫の降臨、神武天皇の東征等によりて、建國の基礎ここに確立せり。然れどもその政治の及ぶところ、なほ僅に近畿地方に限られしを、崇神天皇の御代に於ける四道將軍の派遣、景行天皇の御代に於ける熊襲、蝦夷の征討等によりて、皇化四方にひろまり、つひに神功皇后の新羅征伐によりて、我が領土は朝鮮半島まで及べり。

後期は、支那の文物、工藝しきりに入り來り、我が國の文化を進めし時代なり。朝鮮半島服屬の結果として、應神天皇の御

#### 文物の進歩

#### 名門の盛衰

代に、始めて學問、工藝の傳來あり。雄略天皇の御代には種々の職工來りて、我が國の産業大に進歩したり。殊に推古天皇以後は、支那との交通また開けて、その文明は、直接我が國に傳はり、中古の文明の源をなしたり。

又この間にありて、大臣家の葛城、平群、二氏相ついで衰へ、大連家の大伴氏も勢を失ひ、物部、蘇我二氏肩を並べしが、たまま佛敎のことにつきて、二氏反目の度を高め、つひに物部氏は蘇我氏のために滅ぼされ、一時蘇我氏全盛の勢となりしが、專横のあまり自らその滅亡を招けり。かくの如く政權を握りし主なる家柄も、相次いで勢を失ひしかば、ここに政治の局面も一變するに至れり。



## 第二編 中古史

大化の新政より平氏滅亡まで紀元一三〇五年より一八四五年に至る凡そ五百四十年間

第一期 大化の新政より奈良時代の終まで

凡そ百四十年間

### 第一章 大化の新政

**改新の發端** 孝徳天皇は御姉皇極天皇の禪を受けて立

ち給ふや、中大兄皇子を皇太子とし、中臣鎌足を内臣に任じ、左右大臣を置き、始めて年號を立てて御即位の元年を大化元年とせらる。太子鎌足と謀り、主に隋唐の制に倣ひ、諸般の制度を改め、大に新政を施し給へり。かつて支那に留學して、その制度文物に通ぜる高向玄理、僧旻等も、また天皇の顧問に備はれり。

**改新の大詔** 大化二年改新の詔を發し給ひ、從來臣連國

年號の初

紀元一三〇五年

紀元一三〇六年

公地公民

國司郡司

班田收授の法

租庸調

八省百官

中央集權

造等が私有せし土地人民を收めて、公地公民となし、國郡を區劃し、國司郡司を設くることとし、戶籍をつくり、班田收授の法を立てて、人ごとに口分田を給ひ、税法を改めて、租庸調の三種と定められたり。

**中央政府の組織** ついで、中央政府の官制を定め、八省百

官を置き政務を分ち掌らしめ、世職の風を改め、人々の才能によりて、官位を授けたり。是に於いて、郡縣の制始めて備はり、中央集權の實成れり。之を大化の新政といふ。

#### 参考

一 皇太子中大兄皇子まづ率先して其の所有し給ひし土地人民を朝廷に返上し、以て其の範を示し給へり。その時の御詞に曰く、天に雙つの日なく、國に二人の主なし。この故に、天下を兼併せて萬民を使ふべきはただ天皇のみなりと。

二 班田收授の法とは、土地を人民に分ち與へて、これを耕作せしめ、一定の年限を経れば、一旦これを朝廷に收め、更にその年の人口に應じて、土地を人民に分つ法なり。後、大寶令の時、男子には田二段、女子にはその三分の二、年限は六年等、委しき制度定まりたり。



三 租とは田地の收穫の中より稻を納めしむるをいひ、調とは織物その外の産物を納めしむるをいひ、庸とは人夫を出させ、又はその代りに、米布などを納めしむるをいひ、その納高等につきても詳しく規定ありたり。

### 第二章 蝦夷の服屬 新羅の朝鮮

#### 半島統一

淳足・磐船の二柵

阿倍比羅夫

日本武尊の蝦夷征伐後凡そ百五十年

越蝦夷征伐 孝徳天皇崩じて、皇極天皇再び皇位にかへり給ひ、齊明天皇と申す。中大兄皇子なほ皇太子として政を輔け給へり。さきに日本武尊の征伐によりて、東方の蝦夷は皇威に服せしと雖も、日本海沿岸なる越蝦夷は、いまだ従ひまつらざりき。されば、孝徳天皇の御代にも、淳足・磐船越後にの二柵を築きて、之に備へしめ給ひしが、齊明天皇の御代に至りて、遂に阿倍比羅夫の大征伐を見るに至れり。比羅夫は舟師を率ゐて、越蝦夷を伐ちて、これを平げ、淳代・津輕の二郡の

肅慎を伐つ

郡領を定め、渡島の蝦夷をもなづけ、更に蝦夷を嚮導として、肅慎を伐ちたり。肅慎は、この頃、滿洲一帯の地に住める種族なり。これよりして、東北大に定まれり。

#### 百濟・高麗の滅亡

さきに、任那の滅びてより、歴代の天皇

これが恢復をはかり給ひしが、其の効なかりき。しかるに、支那にては、唐起りて隋に代り、勢盛なりしかば、新羅は、唐と結び、その援を得て、つひに百濟を攻め、その王を降したり。百濟の遺臣等、恢復をはかり、援を我に請ひしかば、齊明天皇、これを許し給ひ、皇太子とともに、筑紫にまで下り給ひき。既にして天皇行宮に崩じ給ひしかば、皇太子喪服して政を執り、軍を遣はし給ひしが、我が軍、唐と戦ひて利あらず。百濟つひに滅びたり。その後五年にして、高麗もまた、唐の爲めに滅ぼされたり。ここに於て新羅征伐以來、我に服屬せし半島の地は、

齊明天皇親征の企  
齊明は神功皇后  
御企は神功皇后  
新羅征伐の後凡  
そ四百六十年

百濟の滅亡

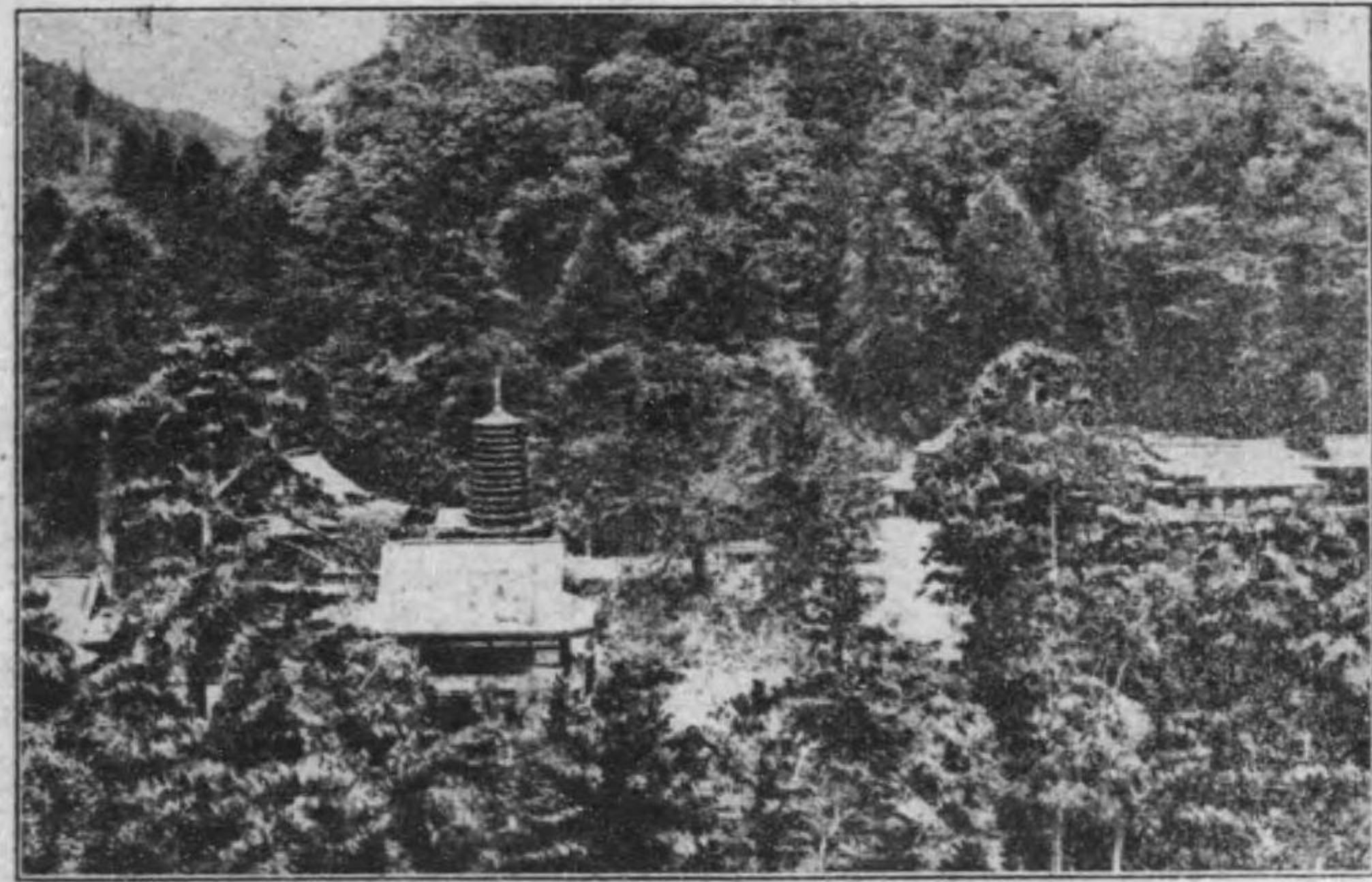
高麗の滅亡

任那日本府の滅亡後凡そ百年



安東都護府

今や全く我が手を離るることとなれり。



談山神社

談山神社は大和國磯城郡武峰にあり鎌足の靈を祀る今別格官幣社なり

新羅の半島統一 唐にて

は、高麗を滅ぼしし後、安東都護府を平壤に置きて、その地を治めしめしが、新羅の文武王英邁にして、百濟の故地を略し、遂に唐に叛きて平壤を陥れ、ほぼ朝鮮半島を統一せり。

第三章 律令の撰定

天智天皇 皇太子中大兄皇子は、筑紫より還り給ひて、

近江大津宮  
天皇の御偉業

近江の大津宮に即位し給ふ。これを天智天皇と申す。天皇英邁にましまして、さきには孝徳・齊明の二天皇の皇太子として改新の政治に盡し給ひ、また中臣鎌足に命じて、始めて令



藤原鎌足

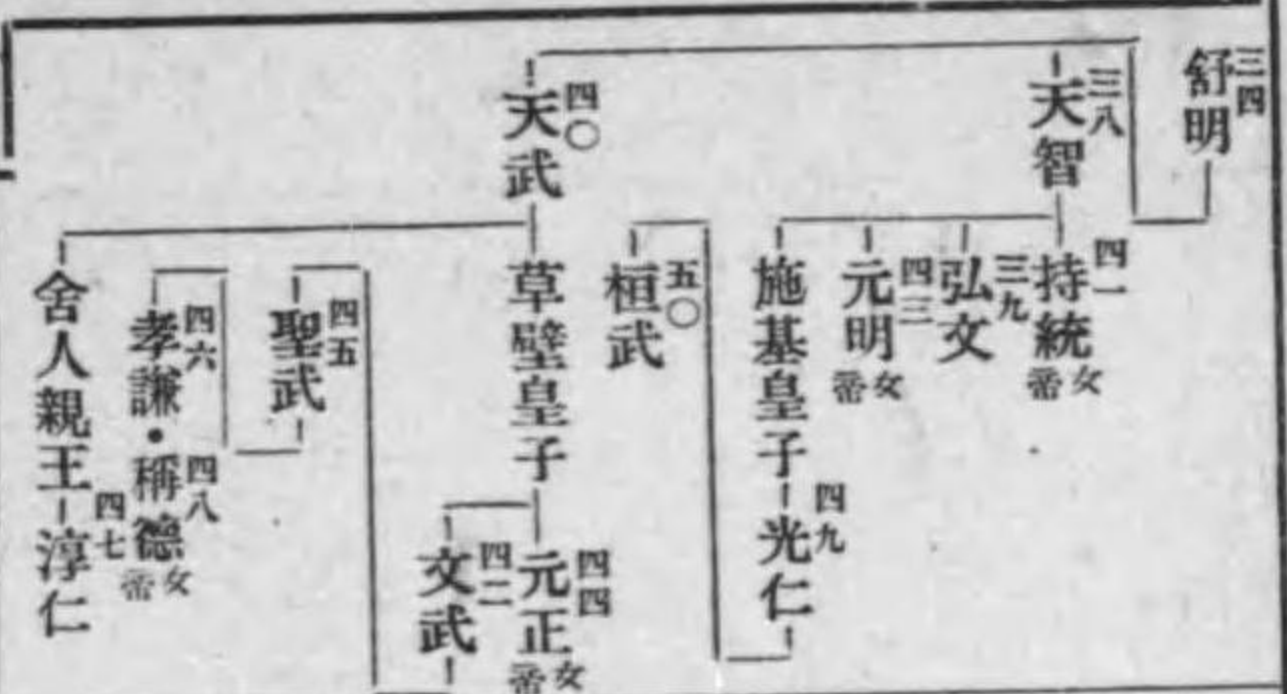
を定めしめ給ひしが、即位の後にも益、諸政を整へたまへり。

藤原鎌足 天皇即位の翌

年、鎌足薨す。鎌足はよく天皇をたすけ奉りて、中興の大業を成せり。その病重くなるや、天皇親しくその邸に臨みて、病を問ひ給ひ、また、藤原の姓を賜ひ、大織冠を授け給ふ。後、大和多武峯に祀られ、子孫藤原氏を稱して繁榮せり。

藤原氏のおこり





紀元一三六一年  
律令の意義

**天武天皇** 天智天皇崩じ給ひて後、御子弘文天皇を経て御弟天武天皇位に即きたまふ。天武天皇また御心を政治に留め給ひ、都を大和にうつし、大化の新政を補ひ正し給ふ所あり。天皇崩じて、皇后位に即きたまふ。持統天皇と申す。ついで天武天皇の御孫文武天皇立ちたまへり。

**大寶律令** 律令は、天武天皇の御代に、一度修正せられしが、文武天皇に至り、忍壁親王藤原不比等等に勅して、さらにこれを修正せしめ給ひ、大寶元年に成れり。これを大寶律令といふ。律は今の刑法にあたり、令は行政上必要なる種々の法則を定めたるものなり。この後、元正天皇の養老二年更に多少の修正ありしも、大體は動かずして、永く我が國政治の根本となれり。

**律令の制度** 大寶令の定めを見るに、官制は、中央政府に

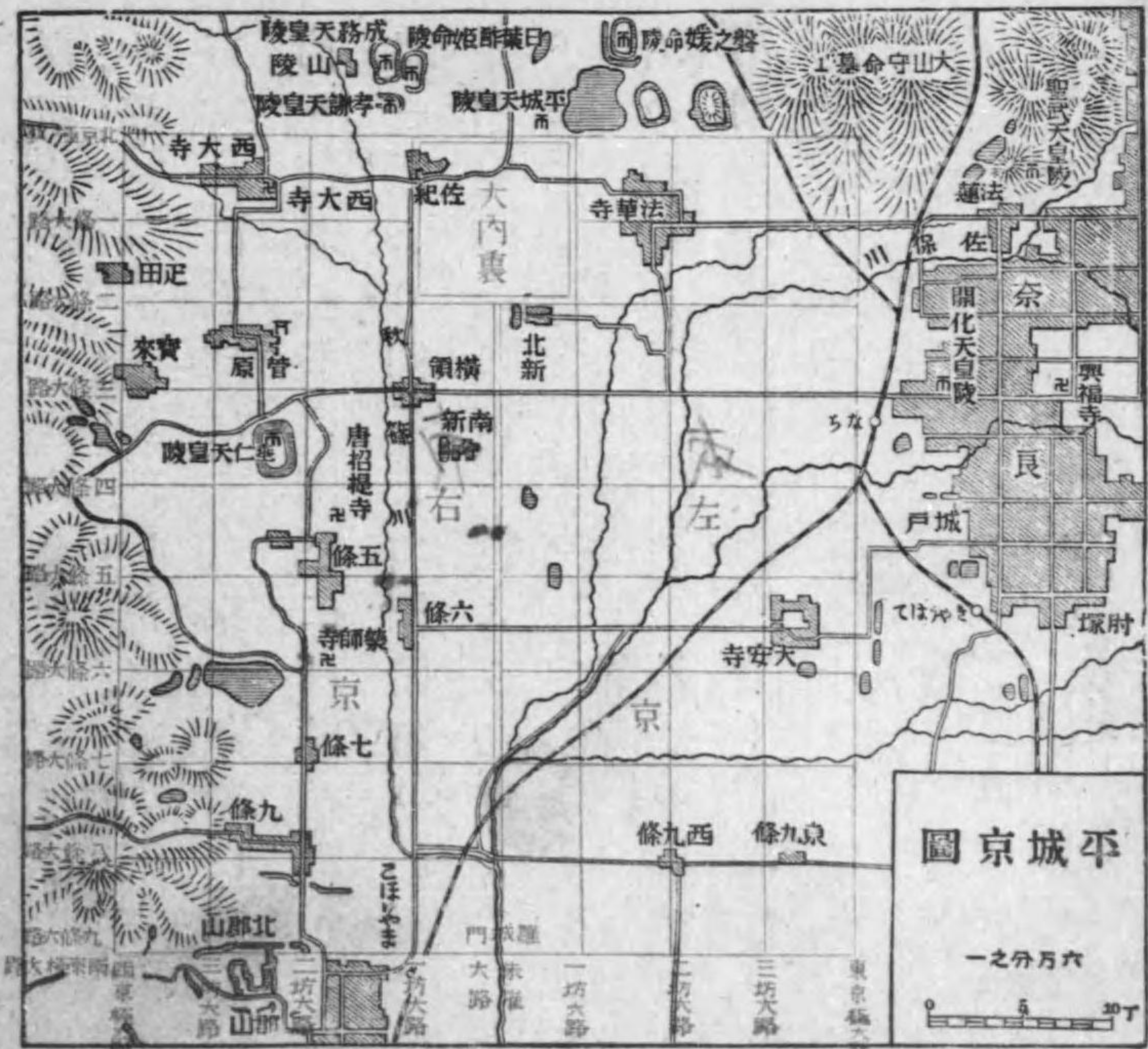
刑律  
官制  
大寶律令

神祇太政の二官あり。太政官には、太政大臣、左右大臣等あり、中務式部治部民部兵部刑部大藏宮内の八省をすべたり。地方官には、京都に、左右京職、攝津に攝津職あり。九州には、太宰府を置き、一般の國郡には、國司郡司を置き、官位は、親王には、一品より四品まで、四階あり、諸王には、一位より五位まで、十四階、諸臣には、一位より初位まで三十階。正從一位より正從三位より正從八位上下まで二十階あり。この位階の制のみは、永く行はれ、明治の初年までも、略其の形式を存せり。この外、また兵制、學制、田制、税法等、諸般の制度悉く備はれり。又律には、刑罰に、笞杖、徒、流、死の五等あり。各種につきてそれぞれ輕重ありたり。

第四章 奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬



帝都經營の必要



奈良の奠都 神  
 武天皇以來、天皇新  
 に位に即き給へば、  
 大方は皇居を遷し  
 給ふの例にして、其  
 の規模も従つて小  
 なりき。然るに、今や  
 國運も次第に進歩  
 し、支那との交通も  
 盛になりたれば、壯  
 大なる帝都の必要  
 を生ずるに至れり。  
 是に於て、元明天皇

紀元一三七〇年

奈良時代

聖德太子の國史撰修

古事記成る

凡そ千二百年前

風土記成る

の和銅三年、都を奈良に奠め給へり。新都は、唐の制にならひて、之を營み、内裏・諸官省をはじめ、市街條坊まで、よく整ひたり。之を平城京といふ。これより後、光仁天皇まで、七代七十餘年間の帝都たり。此の間を奈良時代といふ。

**國史地誌の撰修** 是より先、聖德太子は國史を撰し給ひしが、蘇我氏の亡びし時、概ね焼け失せて傳はらず。是に於て、天武天皇の御代には、稗田阿禮に勅して、我が國の古傳を暗記せしめ給ひしことありしが、元明天皇の御代に至り、太安麻呂に命じて、阿禮の暗記せるまゝを記して上らしめ給へり。これを古事記といふ。今に残れる最も古き歴史の書なり。天皇はまた、諸國に詔して、國々の産物・地味・古傳等を書き上げしめ給へり。之を風土記といふ。これわが國の地誌の始なり。ついで、元正天皇の御代には、舍人親王等に勅して、漢文を



日本書紀成る

以て日本書紀を撰せしめ給ひしが、これを始めとして、六國史相ついで成れり。

貨幣の鑄造 　また元明天皇の御代には、武



藏より和銅を出せるにより、和銅と改元し、銅錢を作り、和銅開珎これなり。されど民間に

ては物品交換の習慣になれて錢を好まず。朝廷種々獎勵の法を設けて、後漸く行はるるに至れり。

隼人の服屬 大隅・薩摩は熊襲の地にして、其の民屢、叛きて征討の軍を煩せり。此の頃は隼人と稱し、その一部は、はやく皇威に服し、都に出て、朝廷に仕へしが、一部土着のものは容易に朝命に従はず。元正天皇の御代にも、また叛きしかば、大伴旅人をして之を討ち平げしめられたり。これより隼人は漸くその勢を夫ひ、つひに我に歸服するに至れり。

和同開珎

大伴旅人

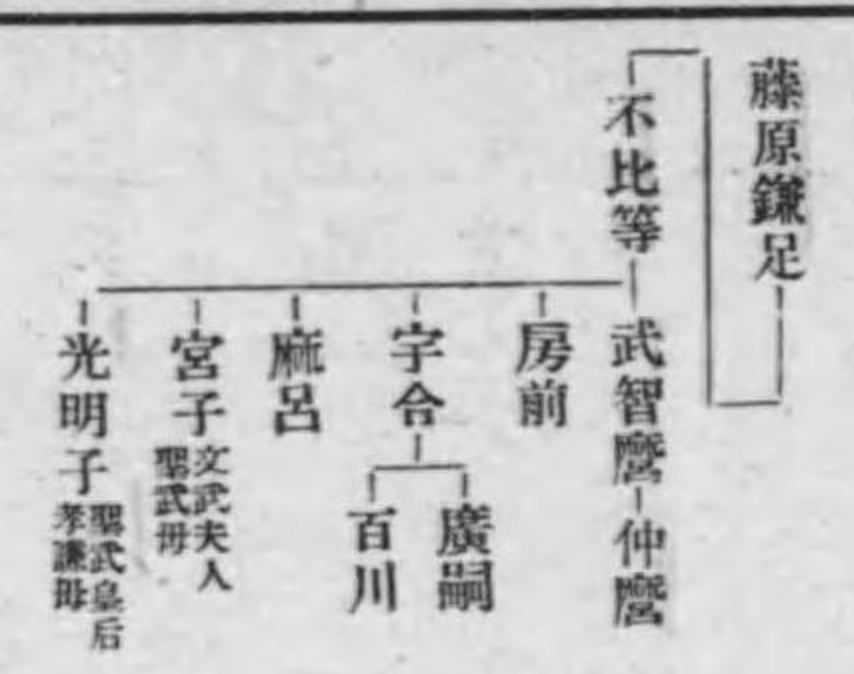


奈 良 の 大 佛



この像は奈良東大寺の本尊盧舎那佛にして、世に奈良の大佛と稱せらる。その高さ五丈三尺五寸、面の長さ一丈六尺、廣さ九尺五寸、目の長さ三尺九寸、口の長さ三尺七寸、胸の長さ一丈八尺、腹の長さ一丈三尺、臂の長さ一丈九尺、掌の長さ五尺六寸、銅座の高さ一丈、蓮片大小五十六枚より成る。我が國に於ける古今第一の大佛なり。この鑄造は天平十五年聖武天皇の御發願にその端を發し、十年の歲月を経て、孝謙天皇天平勝寶四年に至り、全くその功を竣れり。現存の大佛像は治承四年平重衡の兵火及び永祿十年松永久秀の兵火に遇ひ、再度の修理を経たるものなり。又この大佛を蔽ふべき大佛殿は、その建立の當初にありては、極めて宏大なるものにして、高さ十五丈六尺、東西二十九丈ありしといふ。然るにこれも前記の火災に遭ひ、建久六年一旦再建せられしも、永祿の兵火後は久しく建立せられざりしが、元祿十四年に至り、僧公慶四方を勸進して、その工を起し、寶永五年落成せり。これ現存の大佛殿にして、高さ十五丈六尺、東西十八丈八尺、創立當時のものに比し規模小なりと雖も、尙ほ木造建築としては、その廣大なること世界に冠たりといふ。

施藥院と悲田院



からも出家し給ふに至れり。

**光明皇后** 天皇の皇后は、藤原不比等の女にして、光明皇后と申す。あつく佛教を信じたまひ、天皇と共に、その興隆に力を盡し給ひ、また慈悲の御心深く、施藥院、悲田院などを立て、貧病者孤兒を惠み給へり。

**佛教の興隆** かく天皇、皇后共に佛教を信じ給ひければ、佛教は非常なる隆盛を見るに至り、従つて、名僧も多く出たり。それらの僧侶の中には、僧行基の如く、諸國をめくりて、教を弘め、かたはら多くの民益を興し、天皇の厚き御信任を受けしものもありしが、又上下尊信の厚きをたのみて、よからぬ行をなせしものもありたり。藤原廣嗣の兵を太宰府にあげたるも、僧玄昉の所行をにくみてのことなり。

**美術・工藝の進歩** 佛教の盛なるに伴ひ、建築、彫刻をはじめ



天平時代

め、繪畫・織物・刺繡・漆器等の美術・工藝は、著しく發達して、頗る精巧を極めたり。美術史上に於て、天平時代と稱するは、此の時代をいへるなり。奈良の正倉院の御物の中には、此の時代の美術品少からず、世界に稀なる寶物として尊重せらる。

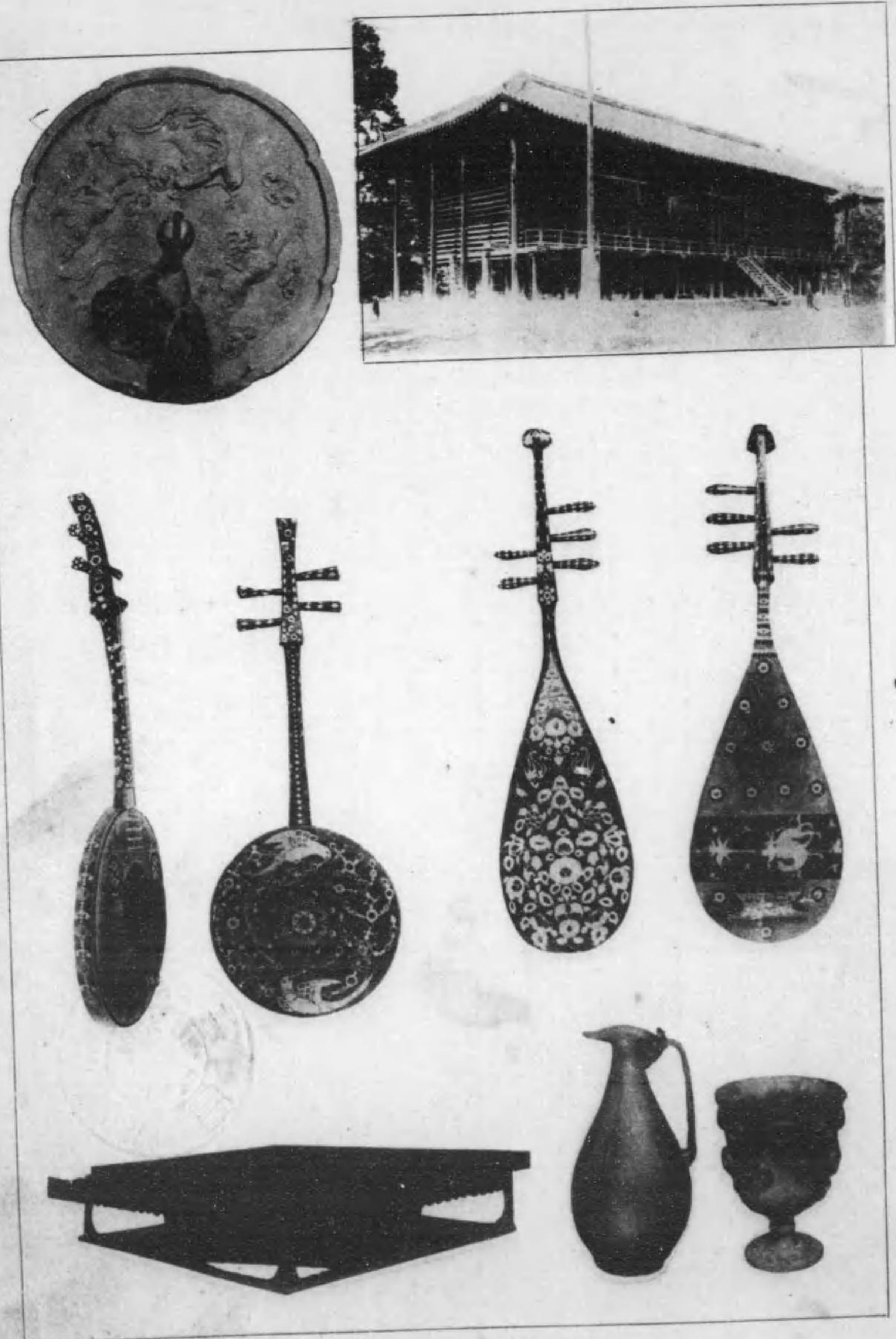
漢文學

和歌

萬葉集

文學の發達 　また、この時代には、支那との交通盛にして、學制もとのひたれば、漢文學の進歩も著しきものありたり。留學生中、吉備眞備、阿倍仲麻呂の如きは、才學のほまれ高く、眞備は、歸朝の後、官、右大臣に進みしが、仲麻呂は、留りて唐に仕へ、遂に彼の地にて死せり。和歌もまた盛にして、さきには、柿本人麻呂名高く、此の時代には、山部赤人、山上憶良、大伴家持等あらはれたり。萬葉集は、これらの人々の歌を集めたるものなり。

かくの如く、奈良時代は、佛教の盛なりしのみならず、制度よ



正倉院寶庫と御物



八角鏡  
直徑一尺四寸五分、  
重十三斤十五兩、  
背面には、鳥獸及び  
花の模様あり。

螺鈿紫檀阮成  
全長三尺三寸、胴徑一尺三寸、螺  
鈿に龜甲を交へ用ひ、下に彩文あ  
り。左の琵琶と共に美麗精巧目を  
驚かすばかりなり。阮成は樂器の  
名なり。

木齒紫檀琴局  
局面方一尺六寸二分  
高四寸一分、紫檀に  
て作られたる琴盤な  
るが、象牙にて裝飾  
せられたる抽斗あり、  
一方を引けば他の  
一方自ら開く仕掛  
にて、實に精巧を極  
めたるものなり。

白琉璃瓶

この二種は何れ  
も玻璃製にて最  
も珍らしきもの  
なり。

紺琉璃盃  
千年以前の玻璃  
器は世界に於て  
稀有のものなり  
といふ。

螺鈿紫檀五絃琵琶  
全長三尺五寸八分、横徑表面一尺  
裏面九寸三分、螺鈿は貝と龜甲と  
を交へ用ひ龜甲の下に彩文あり。

### 正倉院寶庫

正倉院は奈良東大寺大佛殿の北方  
にあり、おもに聖武天皇の御遺物  
等を納めたる勅封の寶庫なり。そ  
の構造は三稜形の木材を積み重ね  
たる所謂校倉にして、床下九尺  
よく濕氣を防げり。創建以來星霜  
千余年、よく當時のまゝを存して  
今日に及べり。

くとのひ、文物また著しき進歩發達をなせり。

### 参考

- 一 太宰少貳藤原廣嗣は、不比等の孫なるが、立防眞備の二人を退けんとて、その任地太宰府に於て兵を擧げたり。朝廷大野東人をして討ち平けしめたり。後、立防は退けられしが、眞備はなほ用ひられて功勞少からざりき。
- 二 文化の進むと共に風俗も次第に華美に流れ、衣服も従來筒袖にして裾短く左衽なりしが、元正天皇の御代より袖濶く裾長き右衽のものとなれり。又板葺草屋を改め瓦にて屋根を葺き、赤き繪具にて柱などを塗ることもこの時代より始められり。
- 三 されば奈良の都の繁榮は、世人の耳目を驚かしたりとおほしく、時の人は、あをによし、奈良の都は、咲く花の匂ふが如く、今盛りなり、などとうたひて、その文明をほめたたへたり。されど地方に至りては開化の度も甚だ低かりしが如く、當時の歌に、家にあれば筥にもる飯を、草枕旅にあれば椎の葉にもる、といふものあるを見れば、都の繁榮に引きかへて田舎の未開を察すべし。
- 四 阿倍仲磨の歌、天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも。  
大伴家持の歌、海行かば水づく屍山行かば草むす屍大君の邊にこそ死なぬ願みはせじ。

## 第六章 和氣清麻呂

孝謙天皇 聖武天皇は、位を皇女に譲り給へり。これを孝



謙天皇と申す。天皇も、また佛教を信じ給ふこと、父天皇に劣りたまはざりき。天皇、藤原不比等の孫仲麻呂の才學あるを愛したまひて、政に與からしめたまひしが、そのすすめによりて、位を天武天皇の御孫なる淳仁天皇に譲り、自ら太上天皇として、なほ政を聽きたまへり。

藤原仲麻呂の反 仲麻呂は、上皇の御信任日々にあつく、姓名を惠美押勝と賜はり、威權ならぶものなかりしが、僧道鏡の重く用ひらるるに及び、仲麻呂不平に堪えず、つひに反をはかりて、誅せられたり。この亂のために、天皇も亦廢せられて、淡路にうつされたまひ、上皇再び位に即き給へり。これを稱徳天皇と申す。

道鏡の無道 かくて、道鏡はますます天皇の御信任を得、太政大臣禪師となり、ついで法王の位をさへ授けられ、思の

惠美押勝

宇佐の使



社 神 王 護

清氣和てしに社幣官格別るあに通丸鳥區京上市都京は社神王護  
しれら祭に山雄高郡野葛國城山やるす薨呂麻清め初る祀を呂麻  
治明ひ賜を號神の神明大王護ひ給しみ嘉を忠誠のそ皇天明孝が  
りせ遷に地の今月一年九十同し稱と社神王護年七治明の皇天

ままにすべての政治を執り行へり。時に太宰の主神習宜阿曾麻呂、宇佐

八幡の教なりと稱し、道鏡をして、天位に即かしめば、天下益、太平ならんと奏せり。天皇乃ち和氣清麻呂を宇佐に下して、更に神教を受けしめ給へり。清麻呂やがて歸りて、我が國は、開關以來、君臣の分定まれり。天日嗣は、必ず皇緒を立てよ。無道のもの、は、速に除くべ



藤原百川

し、この神の教を、はばかる所なく奏上せり。道鏡大に怒り、清麻呂の官をうばひ、大隅の國に流したり。されど清麻呂のこの一言によりて、全く道鏡の非望を挫くことを得たり。

**光仁天皇の即位** やがて、天皇崩じたまひければ、藤原百川等、相はかりて、天智天皇の御孫を迎へて、皇太子としたり。皇太子は、まづ道鏡を下野に流し、清麻呂を召し還し給ひき。ついで、皇太子位に即き給ふ。之を光仁天皇と申す。天皇即位の後、政治をはげみ、前々よりの弊害を改められたり。

参考

- 一 光仁天皇の時始めて天皇の御誕生日を天長節と稱し、群臣に宴を賜へり。
- 二 清麻呂の姉を廣蟲といふ。孝謙天皇に仕へて信任せらる。後尼となり法均尼といへり。慈悲の心あつく、罪ある人を救ひ、また孤兒を多く拾ひあけて養ひたり。

第一期 概括表

<p>二 奈良時代</p> <p>佛教の興隆</p> <p>文物の進歩</p>	<p>奈良奠都</p> <p>平城京の規模</p> <p>歴代天皇の御信仰</p> <p>諸大寺の建築—東大寺・國分寺等</p> <p>名僧の輩出—行基其他</p> <p>佛教隆盛の弊害—玄昉・道鏡の徒</p> <p>文運の發達—國史・地誌の撰修—詩文と和歌</p> <p>美術工藝の發達—天平時代</p>	<p>一律令撰定時代</p> <p>邊境の狀況</p> <p>律令の撰定</p>	<p>大化の新政</p> <p>中央集權の政</p> <p>人才の登用</p> <p>阿倍比羅夫蝦夷・肅慎を征す</p> <p>新羅の強大—我國の半島放棄</p> <p>近江令—大寶律令—養老律令</p> <p>諸制度の完備整頓</p> <p>壯大なる帝都建設の必要</p>



第二期 平安奠都より藤原氏の失權まで  
凡そ二百八十年間

第七章 平安奠都 蝦夷の鎮定

桓武天皇の即位 光仁天皇位を皇太子に譲り給ふ。之を桓武天皇と申す。天皇英明にましまして、前代の弊政を革新し給ふ所多く、内は遷都の事業を起し、外は遠く蝦夷を鎮定して、皇威を遠境に及ぼし給ひき。



桓武天皇

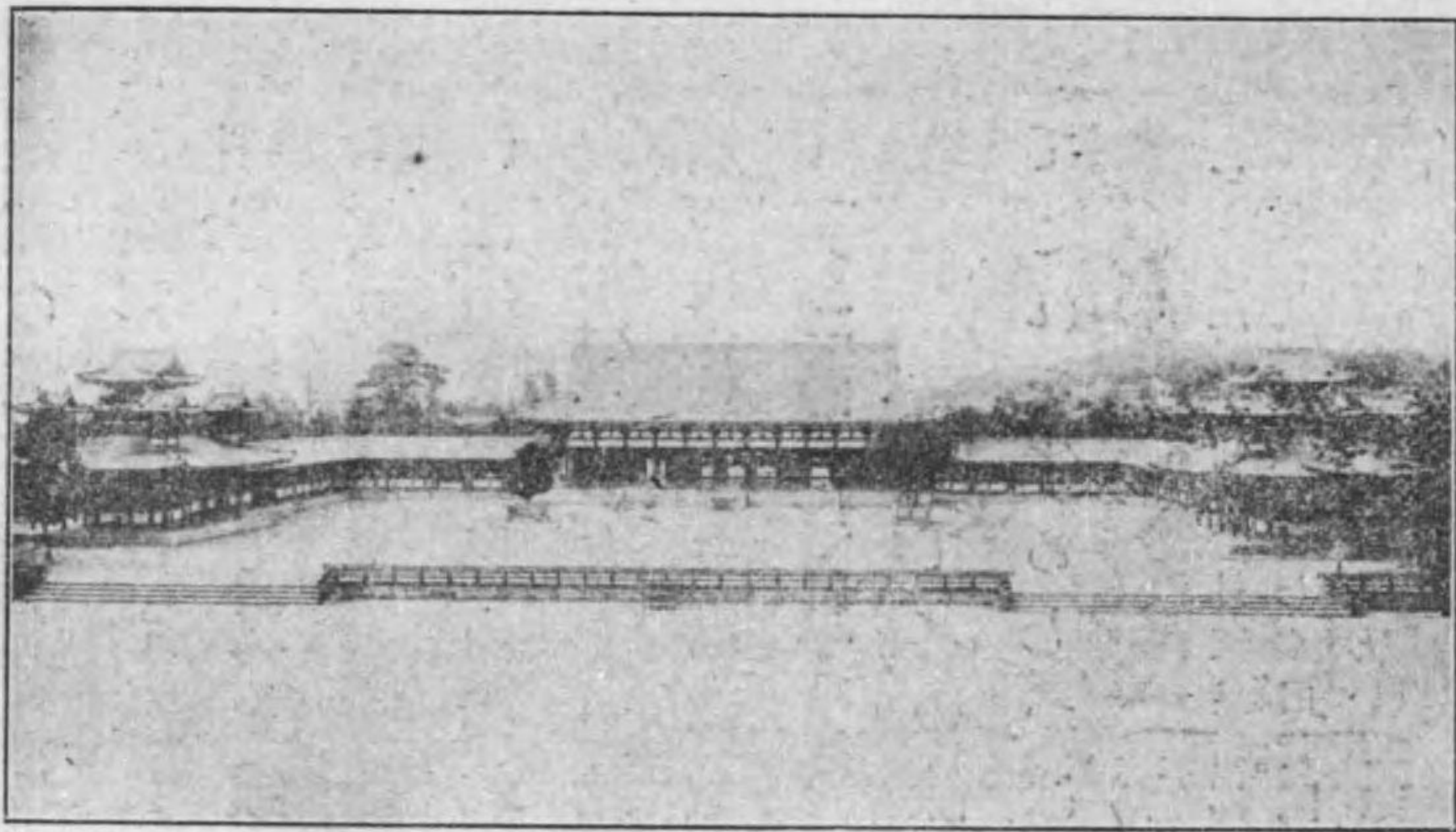
平安奠都 天皇初め都を山城の長岡に遷し給ひしが、その造營未だ完く成らざる

冊尾第三圖参照

長岡京

紀元一四五四年

七五年大切  
ヨク試駁ニ去ル



平安神宮

京都にありて桓武天皇を祀るその結平安京の極大の殿を模したるものなり

に延暦十三年、更に今の京都の地に遷し給ひ、平安京と稱し給へり。新都は、平城京にならひ、更に其の規模を大にしたるものにて、その正北部の中央に、大内裏を設け、皇居、諸官省、皆其の内に入り。朱雀大路、左右兩京の中央を北より南に通じ、その他大の道路縦横に通じて、市街の區劃よく整ひたり。これより明治天皇の明治二年、東京奠都のことあるまで、一千七十五年間の帝都たりき。



冊尾第二圖參照

坂上田村麻呂

文室綿麻呂

蝦夷の鎮定 さき、奈良時代に、蝦夷屢、叛きしかば、たびたび將軍を遣はし、殊に聖武天皇の御代には、多賀城陸前・秋田城後羽等を築きて、之を鎮むるにつとめ給ひしも、其の功著しからざりき。

されば、桓武天皇の御代に至り、坂上田村麻呂を征夷大將軍となし、之を討たしめ給へり。田村麻呂勇略あり、進みてその巢窟を平げ、また膽澤城中陸を築きて、鎮所となせり。

蝦夷餘類の討平 その後、嵯峨天皇の御代、文室綿麻呂また蝦夷を討ちて、其の餘類を平げ、膽澤城に鎮守府將軍を置きてこれを鎮めしかば、これより東北の地、漸く平定したり。

參考

一 延暦十三年十月天皇新都に遷り給ふ。翌十一月詔して曰く、「この國、山河襟帶して自ら城をなす、宜しく山背國を改めて山城國となすべし。子來の民、謳歌の聲、異口同辭に號して平安京といふ。亦宜しくこれに従ふべし」と。山城の文字平安京の名ここ起る。

二 坂上田村麻呂は阿知使主の子孫にして、苅田麿の子なり。選ばれて蝦夷征討の任に當り功を樹てしが、嵯峨天皇の朝、樂子の亂を平けて功あり。弘仁二年薨す。年五十四。田村麿は形貌雄偉、丈け五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、目は鷹の眼の如く、鬚は黄金の絲筋をかけたる如く、その怒れる折に眼を廻らせば、獸も皆仆る。されどその笑ふ時は形なつかしく、稚き子もおち怖れず抱かれしといふ。

第八章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢

新羅の朝貢 新羅は、さきに唐の力を借りて、我が國に敵し、以て百濟を滅し、朝鮮半島を一統したりしが、その後、數年にしてまた入貢し、引きつづきその朝貢をたたざりき。然るに聖武天皇の頃より、新羅の態度漸く變じ、その勢盛なるを待みて、禮を我が國に缺くこと多かりき。よりて、淳仁天皇は征伐の議を決し、軍備をなしたまひしが、當時、我が國は、國內を治むるに急にして、之を實行する能はざりき。爾後禮を失ふことますます甚しく、遂には我が邊海を騷がしたれば、仁

新羅征伐の議



明天皇の御代には、太宰府奏して、新羅人の入境を禁ぜんことを請ふに至れり。

高麗の一統 新羅は、文武王の後、明君出でて、いよいよ民政に留意し、また唐に仕ふることをも怠らざりしかば、數世の間は國運大に進みたり。然れども、その後、佞臣權を弄して、國政漸く亂れ、諸所に叛くものありしが、王建なるもの出て、開城道京畿に據り、國を立てて高麗と號し、新羅を滅し、つひに、これに代りて、朝鮮半島を一統せり。

王建高麗國を起す

新羅の半島一統以來、ここに至る迄二百六十餘年



入貢の始  
入貢の期を定む

り。時に朱雀天皇の承平六年なり。  
渤海の入貢 これより先、新羅の北方、滿洲の地に、靺鞨部と稱する族ありしが、國を建てて渤海と稱し、國勢日に盛にして、一時東方の大國となれり。聖武天皇の御代に、始めて、使を我が國に遣はして入貢し、我が國よりも使を遣はしたりしが、桓武天皇の御代に至りて、入貢の期を定め、醍醐天皇の頃まで交通絶えざりき。

第九章 嵯峨天皇 佛教の新宗派

漢文學

藥子の亂 桓武天皇崩じて、平城天皇位に即き給へり。天皇は、また、はやく位を皇弟嵯峨天皇に譲り給ひき。時に、藤原藥子といへるもの、上皇の寵を受けしが、兄仲成とはかり、再





藤原宇合 清成  
種繼 仲成  
藥子

大寶令制定後凡  
そ百十年

最澄

空海

び上皇を位に即けたてまつり、おのれ權勢を專にせんとせしが、事あらはれて、藥子は自殺し、仲成は誅せられたり。  
**藏人所と檢非違使廳** 嵯峨天皇は、この事變のありし少し前に、藏人所を設けて、機密の文書を掌らしめしが、ついで、また、檢非違使といふ官をおきて、警察のことを行はしめ給ひき。この後、藏人所、檢非違使廳共に漸く權力を加へ、大寶令の制度も、時代の變遷と共に、次第にかはりゆけり。

**佛教の新宗派** さきに、桓武天皇の時、最澄、空海の二高僧、出でて、新しき宗派を開き、佛教界の腐敗を一洗したり。最澄は、近江の人にして、比叡山に延曆寺をはじめ、後入唐して、歸朝の後、天台宗をひろめたり。傳教大師の號を賜はる。空海は、讚岐の人なり。また入唐して、眞言宗を傳へて歸朝し、紀伊の高野山に金剛峯寺を開きたり。弘法大師の號を賜はる。空海

八宗  
神佛混合



僧 空 海 僧 最 澄

また博學多藝にして、書畫詩文に巧なるのみならず、民利をおこしたること亦少からざりき。この二宗派おこりて、奈良時代の六宗三論法相華嚴律成實俱舍に加へて、八宗となれり。是より先、奈良時代に神佛調和の思想起りしが、この二僧は、更にこの神佛調和の説をひろめ、後には**本地垂迹**の説成立するに至れり。かく我が國人敬神の心をうつして、佛教に向はしめしかば、佛教益ひろまれり。

漢文學の隆盛 平城・嵯峨・淳和



の三天皇は、皆文學を好み給ひしかば、奈良時代より盛なりし漢文學は、益々發達せり。嵯峨天皇は、ことに詩文にも巧に

清夜幸同嬉

嵯峨天皇宸筆「清夜幸同嬉」

て、かつ書道をもくし給へり。當時、僧空海、橘逸勢と

三筆

著名の學者

金剛多灌頂

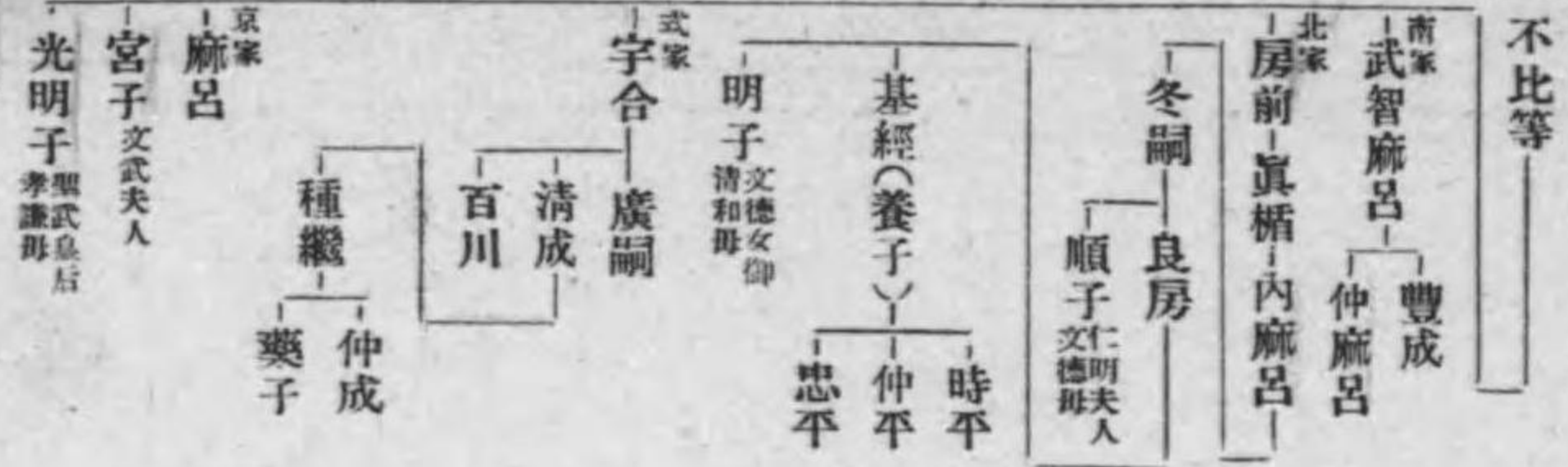
僧空海筆蹟「金剛界灌頂」

共に、世に三筆と稱せり。その外、小野篁、大江音人、

香津萬葉梁

橘逸勢筆蹟「爲津爲梁」

私立學校



菅原是善等の名高き學者出でたり。この頃には、また、大學國學の外に、貴族は私立の學校を建て、その一族子弟を教育したり。

参考

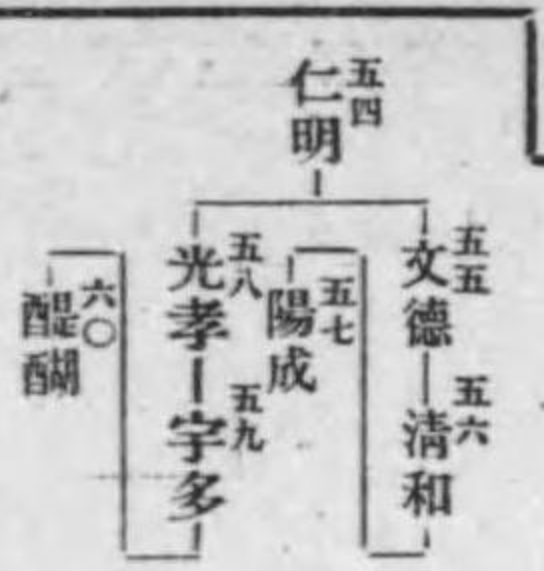
私立學校の主なるものは、和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、在原氏の獎學院、橘氏の學館院等にして、僧空海も綜藝種智院を建てて、平民を教養したり。

第十章 攝政 關白

藤原氏の四家 藤原氏は、さきに鎌足、不比等、朝廷に仕へて大功ありしが、不比等の女宮子は、文武天皇の民人となり、光明子は、聖武天皇の民人となりて、孝謙天皇を生み、ついで皇后となりしかば、藤原氏は、皇室の外戚となり、漸く威權を重ねたり。その子孫分れて南家、北家、式家、京家の四家となり、一門榮えしが、中にも北家最も盛になれり。



藤原房前  
藤原冬嗣



人臣太政大臣の始

人臣攝政の始

**北家の隆盛** 北家の祖を房前といふ。其の孫内麻呂は、平城・嵯峨の兩朝の右大臣となり、其の子冬嗣は、嵯峨天皇の御代に、藏人頭となり、淳和天皇の御代には、左大臣に進み、其の女順子は、仁明天皇の後宮に入りて、文德天皇を生み奉りしかば、家運益々隆盛となれり。

**藤原良房の攝政** 文德天皇立ち給ひて、良房、太政大臣に任ぜらる。人臣として太政大臣となるは、これを始とす。また其の女明子は、天皇の女御となりしが、その生み奉れる清和天皇は、御年僅に九歳にて、即位せられしかば、良房外戚を以て攝政となれり。人臣にて攝政となるは、これを始とす。

**藤原基經の關白** 清和天皇、位を陽成天皇に譲り給ふ。良房の養子基經すでに攝政たりしが、ついで、太政大臣となる。天皇御病氣の故を以て位をのがれ給ひ、文德天皇の御弟、基

關白の始

經の推戴によりて位に即き給ふ。これを光孝天皇といふ。天皇時に御齡已に長ぜさせ給ひしを以て、基經攝政を罷めしが、天皇は特に勅して、大小の政、舊の如く先づ基經に白して後、奏せしめ給ふ。これより基經の威權更に加はれり。次代宇多天皇の御代にも、亦基經に勅して、萬機巨細となく太政大臣に關白せしめよ、とのたまへり。關白の名ここに起る。

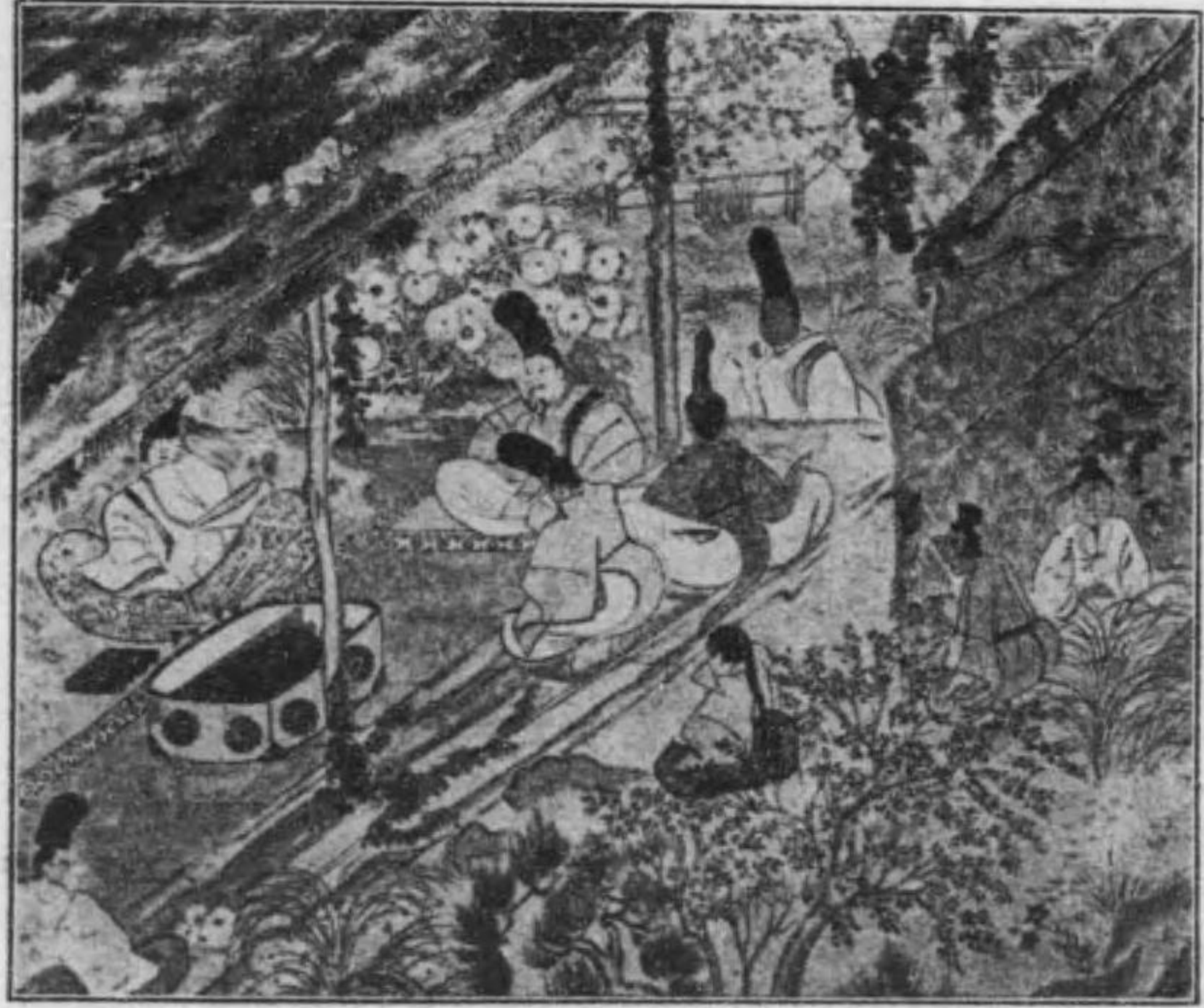
**藤原氏の權勢** これより藤原氏は、相ついで、天皇御幼少の間は、攝政となり、御成長の後には、關白となるを例とせり。かくて、政權は全く其の手に歸し、攝關以外の官職も、大抵藤原氏一門の占むる所となり、他の名門舊家は、次第に勢を失ひ、皇族といへども、またその下風に立たるるに至れり。

第十一章 菅原道眞









眞道原菅るけ於に所配  
(節一の巻繪起縁神天野北)

して、都の文化著しく進歩したるのみならず、天皇また寒夜御衣を脱ぎて、民の寒苦をおもひやりたまひしほどの仁君におはしたれば、時の年號によりて、延喜の治と稱したてまつれり。然れども、その裏面にありては、藤原氏の弊政甚しく、地方騷亂の萌はやくここに發せり。

参考

道眞の筑紫に遷さるる時、宇多法皇にたてまつりし歌に、「流れゆく、我はみくづとなりはてぬ、君しがらみとなりてとどめよ」といへるあり。又配所にありて、君恩のかたじけなきを思ひて、「去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香」とよめるは、如何に君を思ふ心の厚かりしかを見るべし。

第十二章 地方の情況 承平・天慶の亂

朝臣政務を怠る

朝臣の榮華 平安  
奠都以來うちつづきたる太平になれて、多くの朝臣等は奢侈榮華を事とし、邸宅をかざり、花月にうかれ、詩歌管絃の樂に日を送りて、政務を怠りしかば、國政漸く振はずなれり。

地方の情況 され



貴族の邸宅

もるす稱と造殿庭謂所に造構の宅邸の族貴代時安平はるせ示にこころす臥起の人主れこりな向南ね概てしに殿正は殿寢るあに央申りなの住の婦主は對の北ひ云と屋の對をのもるあに方三の北西東のこりた所りなとこして出りよれこはふいと方の北てしさを妻の人貴りな所む



莊園

ば地方の制度も大にみだれ、班田收授の法は、いつしかすたれて、公卿・豪族は、その力あるにまかせて、或は山野を開墾し、或は他人の田園を併せて、之を私有し、國司をも輕蔑して、租税を納めざりき。當時これらの私有地を稱して莊園といへり。かくて政府の收入減少するが故に、國司は重税を取り立てて、之を補はんとしたれば、人民は困苦に堪へかねて失踪し、或は莊園に集りて課税を免れんとしたり。しかのみならず、兵制すでに破れて、武威振はず、盜賊各地に横行しければ、豪族等は私兵を養ひて、これに備ふるに至れり。

皇族賜姓

**武士の起り** 皇族は、もと、五世までを王といふ定めなりしが、桓武天皇の時、皇子にも、姓を賜ふこと始まり、此の後、皇族の臣下に列せらるるもの多くなれり。中にも、清和天皇の皇孫經基より出でたる源氏、桓武天皇の曾孫高望より出で

桓武天皇
葛原親王
高見王
平高望
國香——貞盛
良將——將門
良文——忠頼

たる平氏、最も顯れたり。これら源・平二氏の人人、及び藤原氏の一門にて、志を都に得ざるものは、多くは出でて國司となり、つひにその地に土着し、廣き土地を占め、多くの兵士を蓄へ、常に豪族の首領と仰がれ、勢力を地方に振へり。

**將門・純友の叛** 時に、京都にては、醍醐天皇につき、朱雀天皇立ち給ふ。この御代に、平將門なるもの、亂を東國におこせり。將門は、桓武天皇の曾孫高望の孫なり。はじめ高望平氏をたまはり、上總介に任せられ、其の一族、東國にはびこれり。將門、武勇人にすぐれ、都に出でて、攝政藤原忠平に仕へ、檢非違使たらんことを望みしが、聽かれざれしかば、大に怒りて、下總にかへり、諸所を掠め、朱雀天皇の承平五年には、伯父常陸大掾平國香を攻め殺し、天慶二年、つひに反して、下總の猿島に據れり。これと殆ど同時に、前伊豫掾藤原純友もまた海賊



藤原房前魚名

秀郷

平貞盛と藤原

秀郷

源經基

清和天皇

貞純親王

源經基 滿仲

賴光

賴信

得 武人漸く權を

をあつめて、山陽南海地方をあらしたり。

### 叛亂平定

かく東西一時に亂れたりければ、朝廷大に驚

き、翌年、藤原忠文を征東大將軍として、將門を討たしめしに、

未だ至らざるに先だち、國香の子貞盛は、藤原秀郷とともに、

將門を討ち滅したり。翌年に至り、小野好古、源經基等は、また

純友を討ちて之を平げたり。世に之を承平・天慶の亂といふ。

### 源平二氏

亂後、貞盛、秀郷、經基等戰功によりて、官職を授

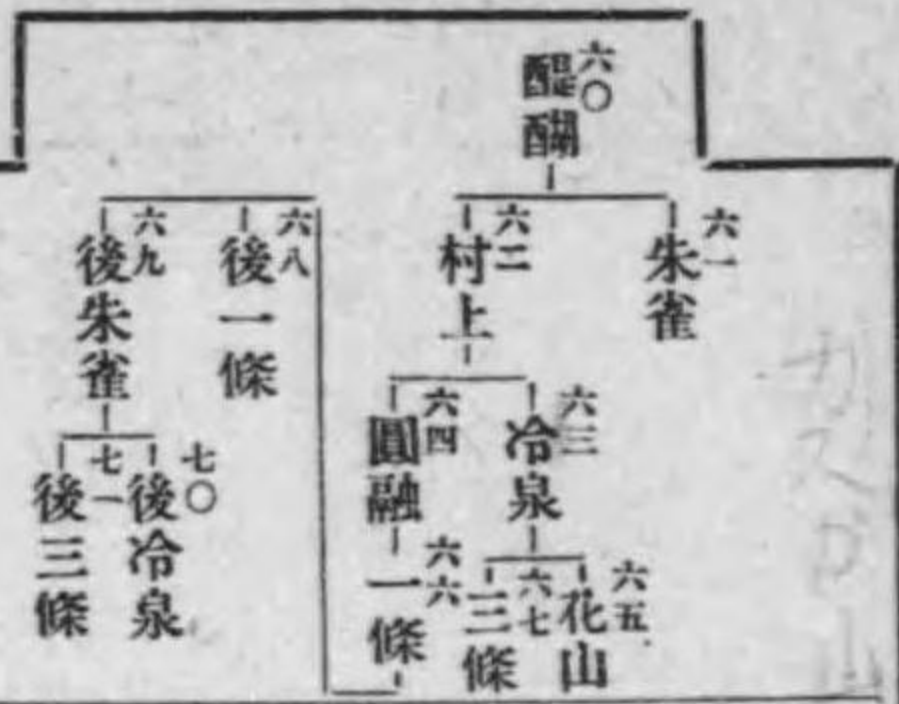
けられたれば、源平二氏の名は、これより世にあらはれ、武人

漸く權を有するに至れり。中にも、源氏は、滿仲以來、藤原氏に

用ひられて、その護衛に任じ、その子賴光、賴信などまた武名

をあげたり。

## 第十三章 藤原氏家門の争



藤原氏の他氏  
排斥

### 天曆の治

次の村上天皇は争亂の後をうけて、政をはげ

み給ひしかば、世よく治まじたり。之を天曆の治といひ、延喜

の治と並べ稱せり。されど、藤原氏の專權は益はげしく、加ふ

るに、地方の武士はいよいよ勢盛となりしかば、朝廷の威權

は、大に衰へたり。

### 藤原氏の專權

村上天皇崩じて、冷泉天皇立ち給へり。こ

の御代に、左大臣源高明は、事に坐して、太宰權帥におとされ、

次の圓融天皇の御代には、左大臣源兼明は、その官を罷めら

れたり。これみな、藤原氏の己の家の繁榮を計らんだため、他氏

をしりぞけんとするによりて、生じたることどもなり。藤原

氏は、また、后妃を多く其の家より出し、攝政・關白は、其の一族

之に任じたれば、冷泉天皇より後冷泉天皇まで、八代の間、ひ

とりその權勢をほしいまゝにせり。











この圖は紫式部日記繪卷の一節にして、一條天皇寛弘六年正月、第三皇子敦良親王(後朱雀天皇)の御誕生五十日の御祝當日の事にかゝる。御簾を垂れ其内に几帳を建て渡したる様、唐衣著たる女官の御簾の下に打出袖を飾として出すをいふせる有様、または袍を着用し裾を引ける公卿の東帶姿など、平安時代に於ける宮廷風俗の一斑を見るべし。

和歌の勅撰集

致せり。和歌もまた盛にして、歌の名人には、さきに在原業平あり。延喜の頃には紀貫之あり。貫之は凡河内躬恒とともに、勅を奉じて、古今和歌集を撰び、勅撰集の起りをなし、また土佐日記を著して、假名文流行のはじめをなせり。

女流文學者

國文和歌の次第に盛になるに従ひ、女流の文學また起れり。ことに藤原氏の一門權を爭ひ、各その女を宮中に入れんとし、これが侍女に秀才を選びしかば、才媛多く輩出したり。紫式部・清少納言を始として、和泉式部・伊勢大輔・赤染衛門の如きは、最も有名なり。中にも紫式部は、和漢の學に通じ、其の著せし源氏物語は、清少納言の枕草子と共に、國文の模範と稱せらる。

學者の輩出

男子にありても英才少からず。法律經史に於ける三善清行、詩文に於ける菅原道真・紀長谷雄の如き共

紫式部と清少納言



四納言

に有名なり。又藤原行成・藤原公任・藤原齊信・源俊賢は文藝を以て聞え世に四納言カウゼイの稱あり。

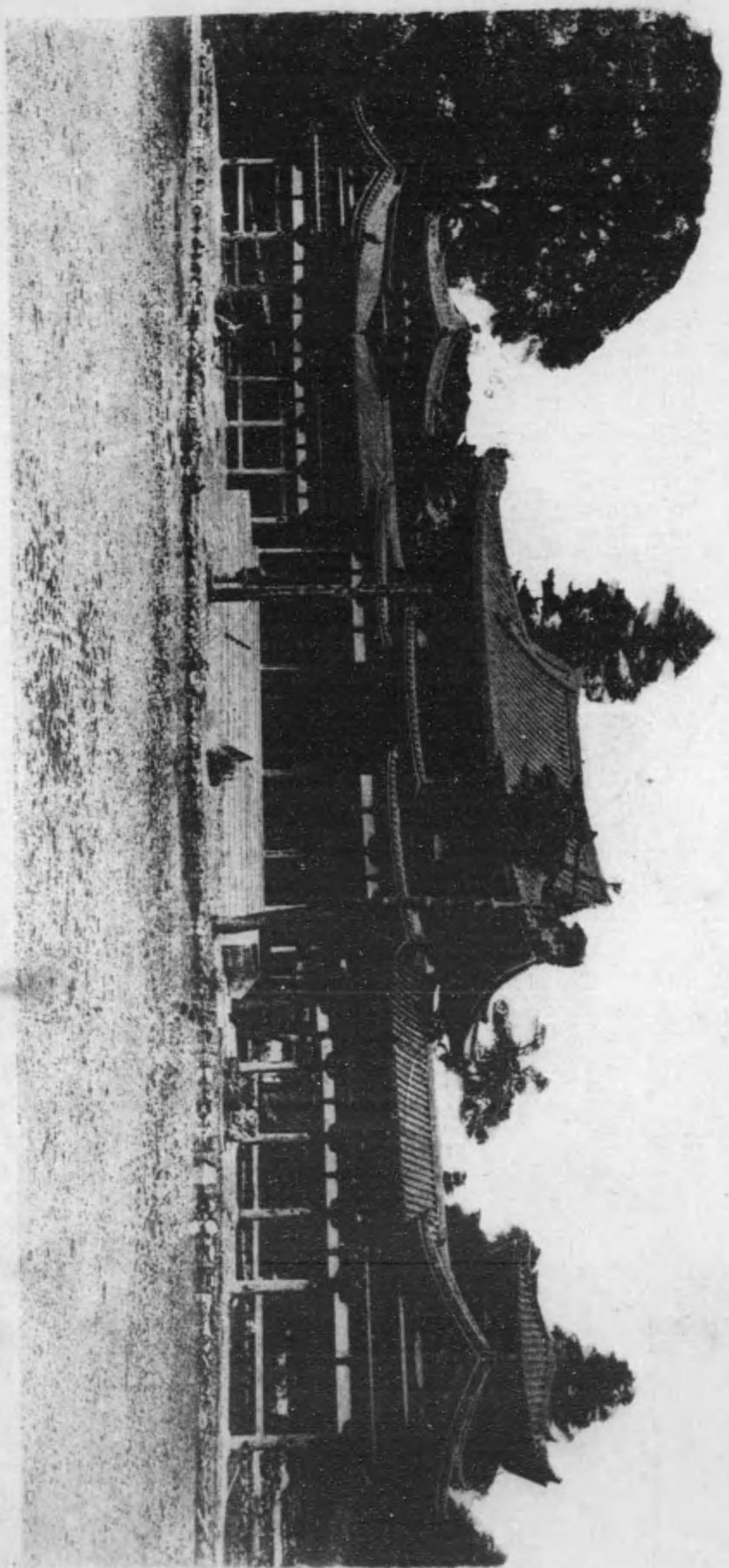
三蹟

小野道風・藤原佐理と共に、能書の譽高く、三蹟の稱あり。又



風 風 堂 壁 畫

繪畫には是より先き仁明・文徳の御代に百濟河成ありしが、村上天皇の御代に巨勢金岡出でて、巨勢



堂 風 風 院 等 平



平等院は山城國久世郡宇治町にあり。藤原賴通の造營にかゝり、藤原氏全盛の時は諸堂莊麗を極めしが、後屢々兵火に遇ひ、堂宇の燒失したるもの少からず。唯その本堂、及び鐘樓、釣殿のみは、其の災を免れ今に存す。本堂は即ちこゝに示したる鳳凰堂にして、今特別保護建造物なり。其の本尊阿彌陀佛は定朝の作にて、今國寶たり。また堂内の壁畫は宅磨爲成の筆なりといふ。相俟つて平安時代末に於ける美術工藝のおもかげを見るに足る。

平等院

派の祖をなし、ともに佛畫を以て名高し。

**工藝の發達** 貴族の奢侈榮華に伴ひ、建築・彫刻・織物・蒔繪等の美術工藝も、また發達し、自らこの時代の優美なる特風をあらはせり。道長の建立せし法成寺、賴通の造營にかかる平等院ヒコノカミの如きは、精巧華美を極めたるものにして、平等院の鳳凰堂は、今に存して、定朝サダメノサカの作と傳ふる佛像、及び宅磨爲成ウチカサガシの筆なる壁畫と共に、當時のおもかげを見るに足る。

第十五章 刀伊の入寇 前九年の役

**刀伊の入寇** 都にては人々太平の夢を貪れる間に、地方は漸く多事となれり。後一條天皇の寛仁三年、今の朝鮮の東北部に居りし刀伊の賊、突然對馬・壹岐を犯し、進みて筑前に迫れり。太宰權帥藤原隆家等防ぎ戦ひ、之を退けたり。

凡そ九百年前

藤原隆家



刀伊入寇の後九年

平高望 國香 貞盛  
「良久 忠頼」

忠常

冊尾第二圖参照

忠常の亂後二十餘年

安倍氏の跋扈

源經基 滿仲

賴光 賴義 義家  
賴信 義光

平忠常の亂 後一條天皇の御代には、また平忠常下總に據りて反せり。朝廷平直方ナホカマをして、之を討たしめられしが、賊の勢熾にして其の甲斐なかりしを以て、更に源經基の孫賴信をして之を伐たしめられしに、賴信は直に之を平定せり。

前九年の役 その後、後冷泉天皇の御代に、また陸奥の豪族安倍賴時アノベノライジ、その子貞任サダノブとともにそむき、衣川ウヱカハ中陸によりて亂を起したれば、朝廷乃ち源賴信の子賴義を、陸奥守兼鎮守府將軍として、これを征せしめ給へり。賴義、その子義家とともに、陸奥に下り、賴時を討ちて、之を誅せしが、貞任は勇猛にしてよく戦ひ、官軍屢利あらず。賴義乃ち出羽の豪族清原武則キヨハラタケノリを招きて援とし、貞任を厨川クヅガハ中陸の柵に圍み、つひに之を滅したり。これを前九年の役といふ。武則は、功によりて鎮守府將軍となり、安倍氏の舊地を領せり。かくて源氏の勢望は次第

に東國に高まれり。

参考

- 一 隆家は藤原道隆の子なるが機を過たず、刀伊の賊を破り、外敵の侮りを禦ぎしは、誠に處置よろしきを得たるものなり。然るに、その報朝廷に達するや、朝命を待たずして賊を討ちたりとの廉を以て、賞を與ふべからずとの議論盛なりしが、僅に藤原實資の辯論によりて、賞を與ふることなれり。しかも隆家の部下を賞したるのみにて、隆家はこれに與らざりき。當時朝臣の事理に暗きことかくの如し、隆家の子孫は、世、肥後に住し、後菊池氏と稱せり。
- 二 源賴義清原武則の援を得て、頼に賊の諸柵シヨクガキを抜き、遂に衣川の館を破る。時に義家貞任に追ひ及び、弓に矢を注し、衣のたてはほころびにけり。と下の句を云ひかけしに、貞任後れず、年を経し、絲の亂れの苦しさに、と連ねたれば、其の優なるに感じて、遂に矢を放たざりきといふ。ついで貞任の軍は連敗して、厨川柵にて滅びたり。
- 三 源義家を八幡太郎と稱するは、賴義の第一子にして、石清水八幡宮にて元服せしによるなり。傳へいふ、義家陸奥に下らんとして、途勿來關磐城を横ぎりし時、詠じて曰く、吹く風をなこそこの關とおもへども、道もせに散る山櫻花。

平安 奠 都

面目一新の必要

一 平安奠都時代

邊境の狀況

新官制と新宗派

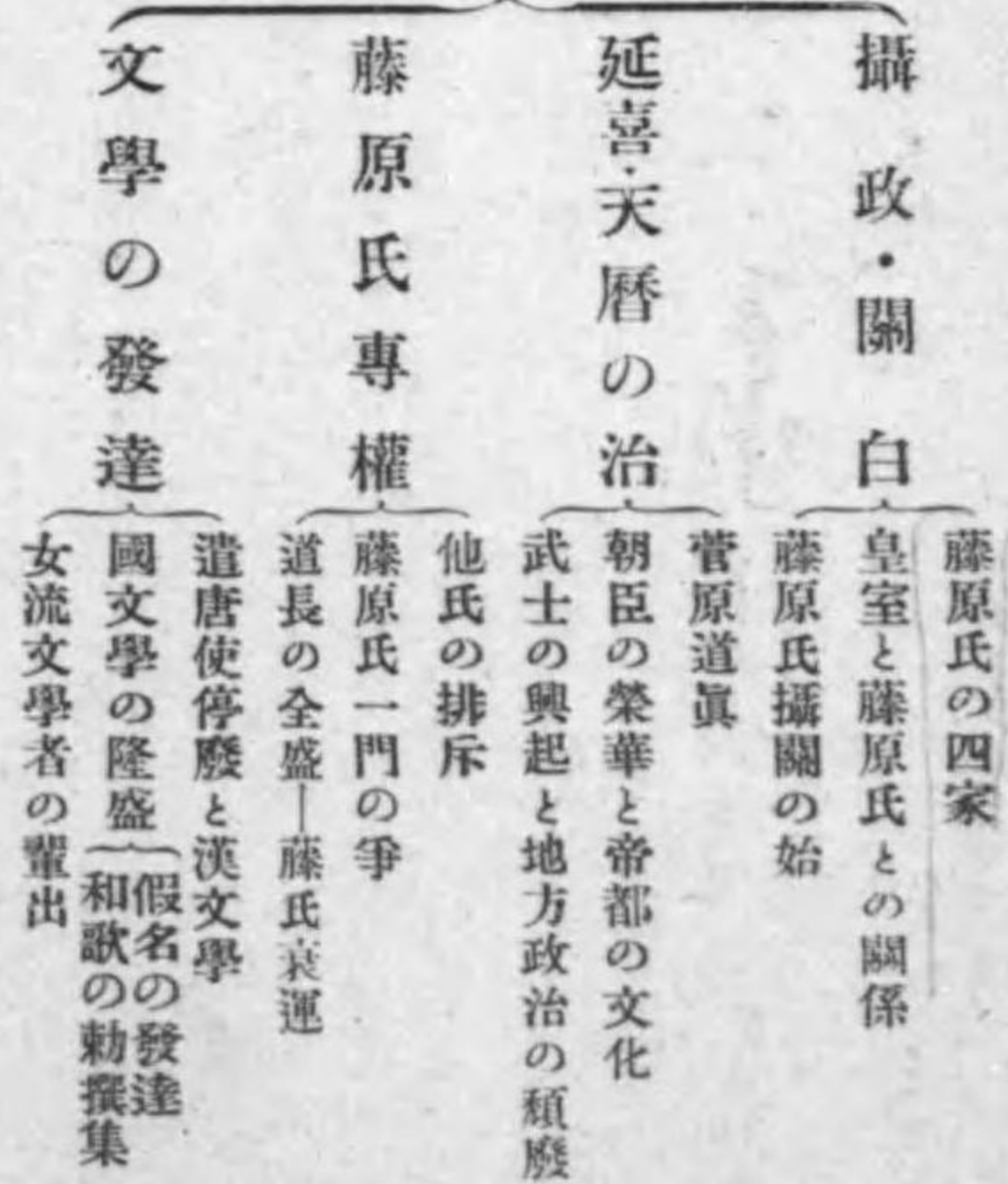
千餘年間の帝都  
蝦夷の鎮定 坂上田村麻呂  
朝鮮半島の變遷 新羅の治世  
渤海の入貢 高麗の建國  
藏人所・檢非違使  
最澄の天台宗—空海の眞言宗—本地垂迹説

八二



表 括 概 期

二藤原時代



第三期 後三條天皇の親政より平氏滅亡まで

凡そ百二十年間

第十六章 後三條天皇 院政

後三條天皇の即位 後冷泉天皇崩じて、後三條天皇立ち給へり。醍醐天皇より、後冷泉天皇に至るまで、十一代の天皇

藤原氏の權を抑ふ

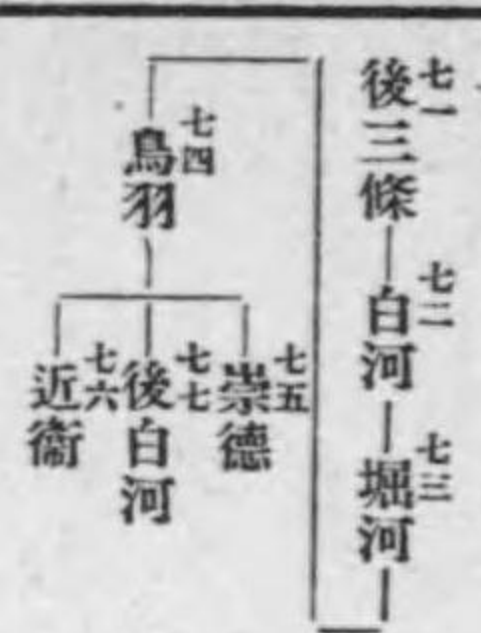


は、みな、藤原氏の所生におはせしかば、この間、政權は全く藤原氏の手歸せり。然るに、この天皇の御母は、三條天皇の皇女なるが上に、天皇は才學に秀で給ひ、御氣性も剛毅嚴明にましましければ、いたく藤原氏の權を抑へ、大權を皇室に復し給へり。是よりさき、關白藤原賴通は、職を辭して、宇治に退隱し、弟教通これに代りしも、ただ名のみにして、藤原氏の勢大に衰へたり。

記録所の政 この頃、權門・勢家・社寺等の莊園、いよいよ増加して、租税を納めず、朝廷の歳入益減少して、其の弊害甚だしかりき。天皇よりて記録所を設けて、親しく政務を見給ひ、新立の莊園を禁じ、其の舊きものも、證據の不明なるものは、悉くこれを取り上げ給へり。天皇、また國司の重任を禁じ、賣官の弊をあらため、親ら節儉を行ひて、奢侈をいましめたま

節儉の奨勵  
國司重任の禁  
莊園の禁





ひければ、朝廷の紀綱再び振張せり。かくて、天皇は院中にて、政を聽かんとし給ひ、在位僅に五年にして、位を皇子白河天皇にゆづり給ひしが、間もなく崩じたまひて、御志をはたし給はざりき。

北面の武士

**院政の始** 白河天皇は、御性質果斷にして、父天皇の風おはしき。また藤原氏をおさへ給ひしが、はやく位を御子堀河天皇に譲りたまひ、なほ院中にありて政をきき給ひしかば、これより院政といふこと始まり、大臣關白は、ただ員に備はるのみにして政治の實權は全く院中に歸せり。また院に北面の武士を置かれたれば、これより武士登用の道開かれたり。

**白河法皇の崇佛** 白河上皇は、あつく佛法を信じ給ひしが、髪を剃りて、法皇と稱し給ひ、堀河・鳥羽・崇徳の三代にわた

法皇の華奢

りて、四十餘年の長き間、政を執り給へり。この間、宮室・寺塔の建立盛にして、佛像を彫み、法會を營み給ふこと多く、又熊野・高野の御參詣も十餘度に及びしかば、國用不足し、後三條天皇の銳意改革し給ひし事共も、また亂れて舊にかへり、朝威はまた衰へたり。

僧兵の横暴

佛教の興隆かくの如くなるに従ひ、諸大寺は、益、廣大なる莊園を有し、數千の僧兵をたくはへて、互に勢を争へり。中にも延暦寺・興福寺の如きは、最も甚だしく、不平の事あれば、直に大舉して、京都に亂入し、延暦寺

南都北嶺



兵 僧



の僧徒は日吉の神輿を奉じ、興福寺の僧徒は春日の神木を擁して、朝廷に強訴するなど、強暴實にその極に達したり。されば白河法皇も、朕が意の如くならざるものは、鴨河の水と雙陸の采と山法師となり、と歎じ給へり。しかるに、朝臣等は柔弱にして、之を鎮むること能はざるを以て、常に源氏平氏等の武士に依頼して、これを禦がざるべからず。かくて愈、武士の勢力を助長したり。

### 第十七章 後三年の役

清原氏の内訌 前九年の役後、清原氏は、安倍氏の舊地を領して、一族強盛なりしが、武則の孫眞衡に至り、白河天皇の御代に、異母弟家衡及び叔父武衡と争ひ、藤原清衡また家衡に應じて、奥羽大に亂れたり。時に源義家陸奥守兼鎮守府將

冊尾第二圖参照

家衡武衡の亂

清原武則 武貞 眞衡 武衡 家衡

源義家

源原秀郷……清衡

基衡 秀衡 泰衡

源義光の來援

前九年の役平定後二十五年

中尊寺金色堂及びその内部



堂金色堂全し貼を箔金に上の其てし漆を以て包み黒み包て以を布紗外内壁四るはいとも納を棺の人三衛秀衡基衡清は堂金色堂見に圖本りあ名のこに故く輝て以を色金堂全し貼を箔金に上の其てし漆るいかに立建の王親康惟軍將は堂覆りあに中のこは堂金色てしに堂覆はる

軍たりしかば、往いて眞衡を助け、家衡武衡等を攻めしが、克つ能はず。既にして清衡は義家に屬し、義家の弟義光もまた來りて、兄を助けられたれば、漸く之を討ち平ぐるを得たり。時に堀河天皇の寛治元年なり。世に之を後三年の役といふ。  
**源氏と東國武士**  
亂平ぎて後、義家戰捷



を奏せしに、朝廷之を私闘として、賞せられざりしかば、義家、私財を分ちて將士をねぎらひたり。これより東國の武士は、ますます源氏に歸服するに至れり。

**平氏と西國武士** また平氏にては、貞盛六世の孫忠盛、白河・鳥羽兩法皇の信任を蒙るに及びて、その勢大に加はり、西國武士の心を得て、源氏と相對立するの形をなせり。

陸奥藤原氏の富強

**陸奥の藤原氏** またこの役に、藤原清衡、義家に屬して功あり。清原氏間もなく衰へしかば、その舊領は清衡の手に歸せり。清衡は藤原秀郷六世の孫にして、これより世々平泉ヒライに居り、東北の強族たり。清衡の建てたる中尊寺チウソンジの金色堂コンジキダウは、今に存して、當時の富盛を示せり。

参考

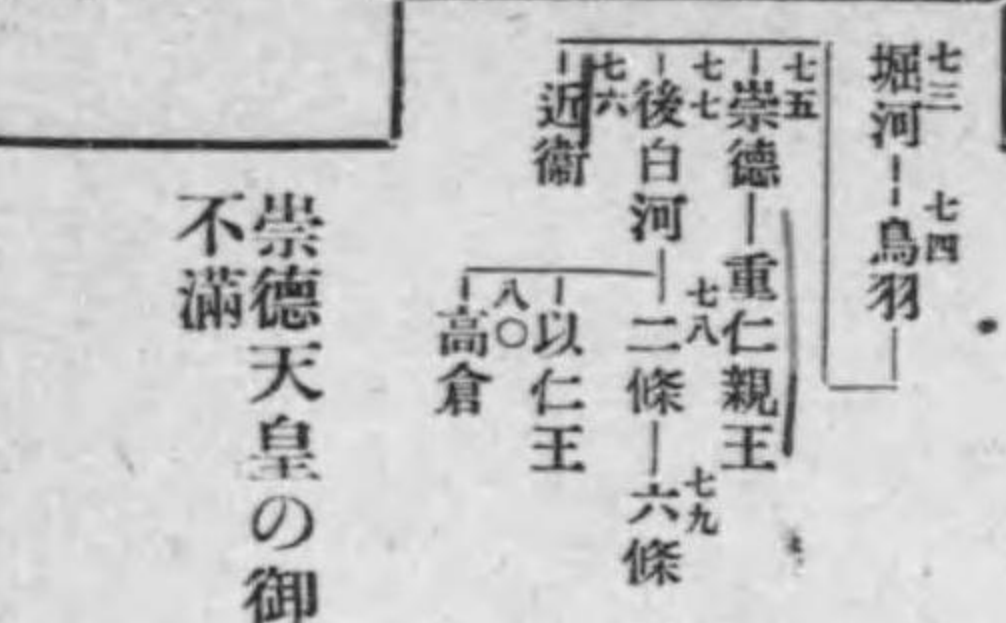
この役に鎌倉權五郎景政、敵の矢の目に中りしにも屈せず、その矢を折りしマにて、まづその敵を斃せしが如き、三浦爲繼をして跪きてその矢を抜き取らしめしが如き。

當時の武士氣質を見るに足る美談なり。

第十八章 源平二氏の盛衰

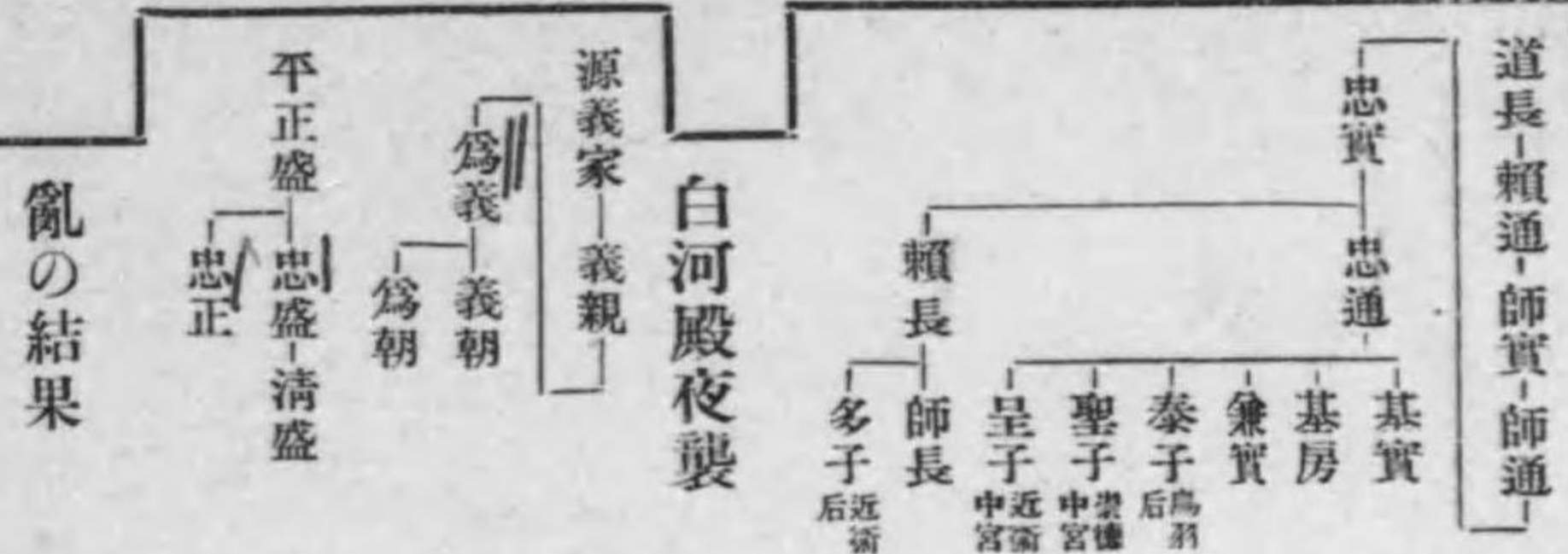
鳥羽上皇の院政

**鳥羽天皇** 堀河天皇崩じ、鳥羽天皇即位し給ひしが、やがて御位を皇子崇徳天皇にゆづり給ひ、白河法皇崩御の後は、代りて政を院中に聽き給ふこと、崇徳・近衛・後白河の三朝二十八年に及べり。



**崇徳天皇** 鳥羽法皇は、御子崇徳天皇を愛したまはず、強て近衛天皇に位を譲らしめ給へり。天皇は美福門院ミフクカドノミヤの御腹にして、この時僅に三歳の幼君なり。されば崇徳上皇は、御不平におはししが、間もなく天皇崩じ給ひければ、上皇は、自ら重祚し給ふか、又は御子重仁親王を立てんと思召されしに、法皇は關白藤原忠通とはかり、美福門院のすすめによりて、





上皇の御弟後白河天皇を立て給へり。是に於て、上皇益御不滿なりき。

**藤原頼長** 時に藤原氏にありても、關白忠通と、その弟左大臣頼長との間に、權力の争あり。頼長は父忠實の寵をたのみ、上皇によりて兄を凌がんとせり。

**保元の亂** 保元元年法皇の崩ぜらるるや、上皇遂に頼長とはかり、源爲義、その子爲朝、及び平忠正等を、白河殿に召して、兵を集め給へり。天皇は爲義の子義朝、忠正の甥清盛等を召して、夜半急に白河殿を襲はしめ給ひければ、上皇の軍大に敗れ、頼長は流矢にあたりて薨じ、上皇は讚岐にうつされ給へり。また爲義・忠正は殺され、爲朝は伊豆の大島に流されたり。これを保元の亂といふ。

**藤原通憲と平清盛** 後白河天皇は、位を皇子二條天皇に

後白河上皇の院政

通憲清盛の權勢

平信頼義朝の不



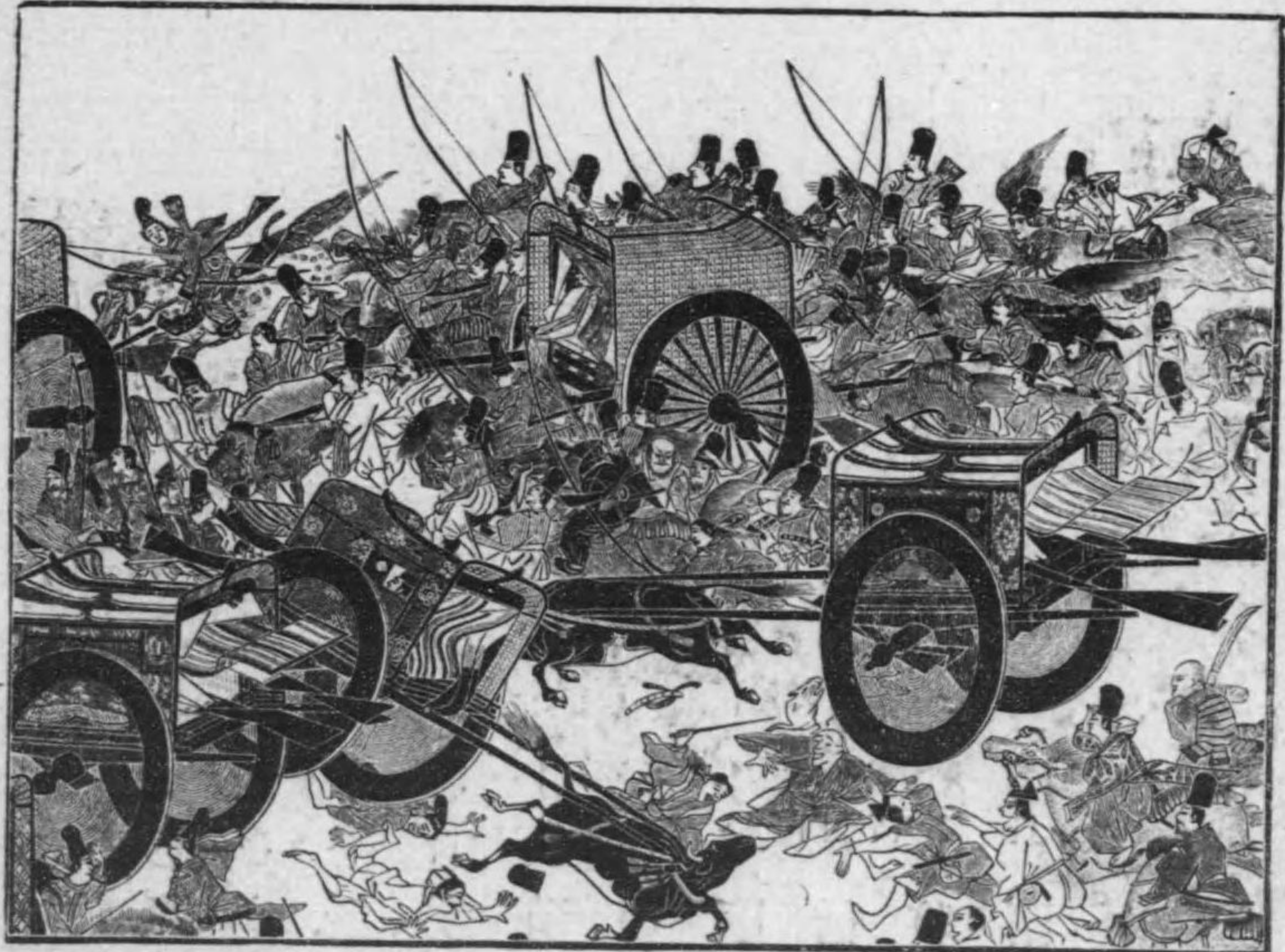
後白河天皇

譲りたまひ、また院政を行ひ給ふこと三十餘年、二條・六條・高倉・安德・後鳥羽の五朝に互れり。時に藤原通憲といふもの博學多才にして、上皇の御信任をうけ、政務に與りて、頗る勢力あり。入道して信西といへり。平清盛は、さきに保元の戦功によりて、名望をあげしのみならず、また信西の親戚となりて勢盛なり。

**藤原信頼と源義朝** この

頃、後白河上皇の寵臣に、藤原信頼といふものあり。近衛大將たらんことを望みしに、信西に妨げられ、深くこれを怨めり。然るに、義朝は保元亂後威望清盛に及ばず、常に之を



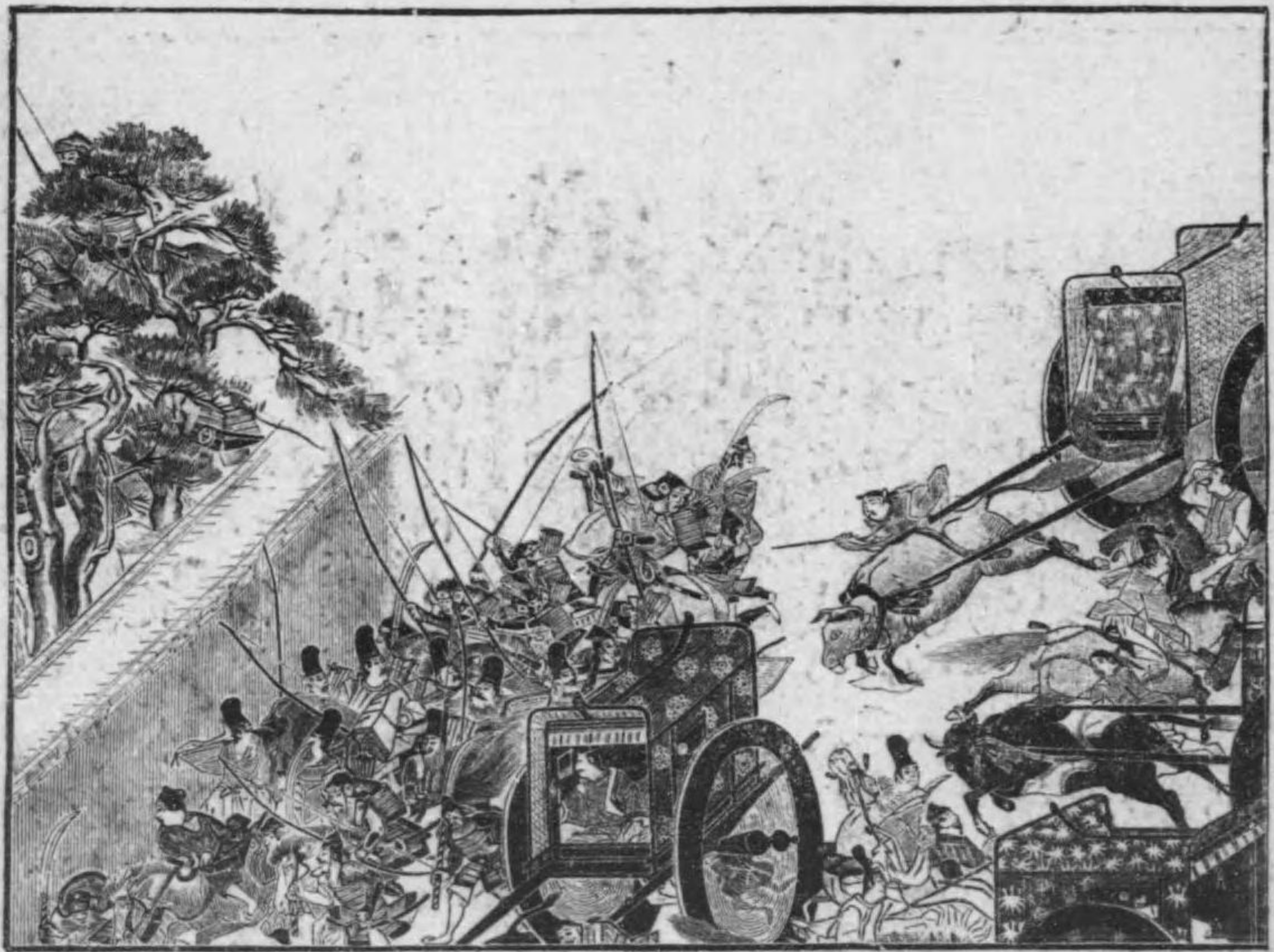


藤原信賴義朝等は清盛の熊野に詣でし不在に乗じて兵を挙げ上皇及び天皇を幽し奉りて宮城に據り、また信西を殺したり。清盛この變を聞きて、途中より馳せかへり、天皇を六波羅の自邸に迎へ奉り、その子重盛等を

平治の亂 平治元年、

信賴義朝の敗

源氏衰ふ



討の圖 (傳住吉慶恩筆平治物語繪卷の一節)

して、宮城を攻めしめ、信賴を捕へて之を誅せり。義朝は東國に走らんとして、尾張にて殺され、子弟多く斬られしが、第三子賴朝は死を免されて伊豆に流されたり。之を平治の亂といふ。この亂によりて、源氏の一族多く殺され、これより平氏獨り勢を振ふに至れり。

第十九章 平氏の滅亡





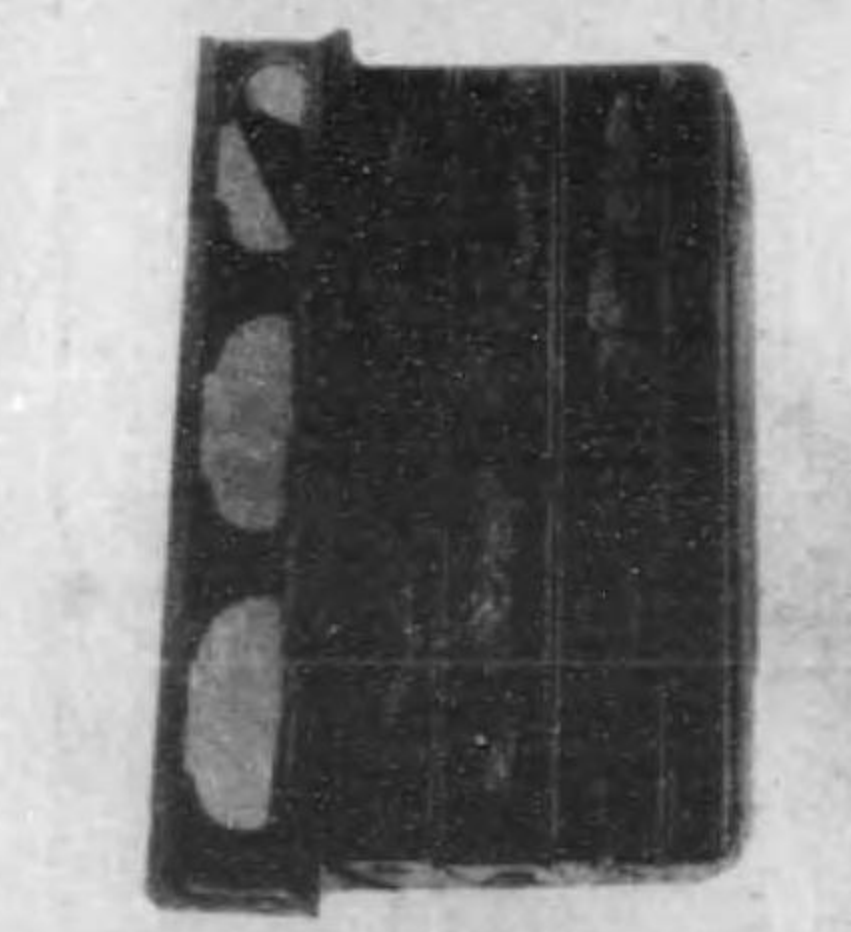
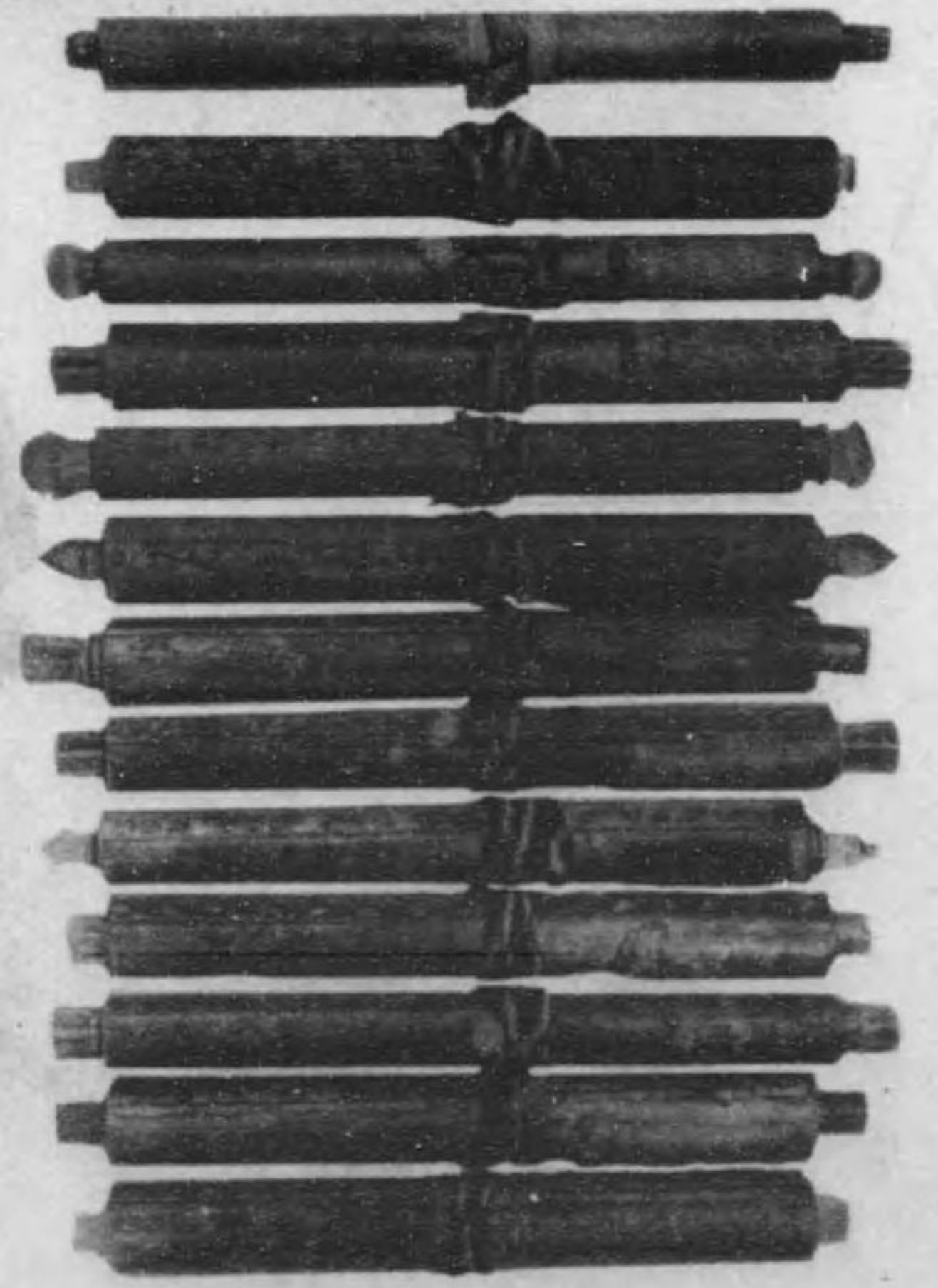
平氏政權を握る

謀 平氏討滅の陰謀

平氏の全盛 平清盛は、平治の亂後、官位類にすすみて、六條天皇の御代には、從一位太政大臣にのぼり、妻の妹の生み奉りし高倉天皇を御位に即け奉り、女徳子を中宮にすすめければ、平氏の繁榮、藤原氏の昔に異らず、一門多く高官にのぼりて、榮華の限りをつくせり。かくて、政權は全く平氏に歸



し、清盛の專横日に甚しく、後白河法皇の院政も、ただ名のみとなりしかば、法皇の近臣藤原成親、僧西光、僧俊寛等平氏を滅さんと謀りしが、事露はれて、或は殺され、或は流されたり。この時、清盛は法皇をも幽し奉らんとせしが、重盛なだめて之を止めたり。



平家源氏繪



この經は法華經、無量義經を始めとして總て三十二卷あり。平清盛家門の隆運を感謝し、來世の妙果を祈る爲に、一門子弟は勿論、自らも筆をとりて之を書寫し、長寛二年の夏、嚴島神社の寶前に納めしものなり。その裝飾頗る華麗、平家豪奢の狀を今日に髣髴せしむるものあり。料紙には金銀切箔砂子を施し、青紫紅緑の種々なる色どりをなし、文字にも墨書あり、金銀泥を用ひて書せるあり、群青綠青うち混ぜて料紙の美に映せる様目もあやなり。表紙見返しの繪の妙は勿論、卷軸顯蓋等の裝飾誠に美を盡せり。宮は銅製にして、銀製の雲、鍍金の龍を以て裝飾せられ、三重にして、臺の上に安んぜらる。内側には大和錦を貼付す。納經の美と相映ちて、益々光彩を放たしむ。

伊豆



以仁王の令旨

賴政敗戦  
福原の遷都

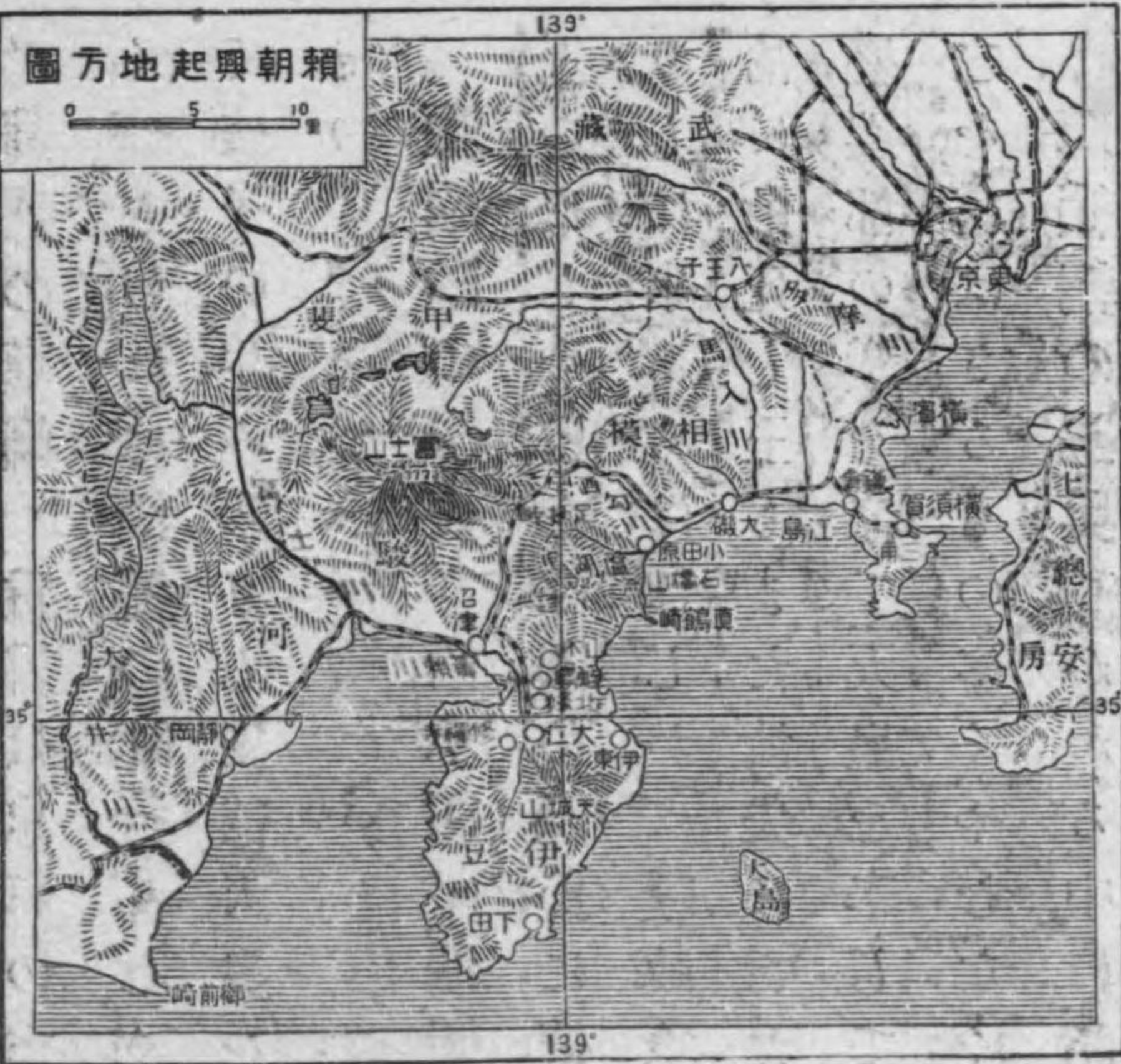
**清盛の専横** 重盛は忠孝の志厚かりしに、父に先ちて早く薨じければ、清盛の亂行甚しく、終に法皇を幽し奉り、やがて徳子の生み奉りし安徳天皇を位に即け奉り、益々權を專にせり。

**源賴政の擧兵** 治承四年、源賴政、後白河法皇の御子以仁王を奉じ、令旨を諸國の源氏に傳へて、平氏を滅さんとはかりしに、事あらはれしかば、賴政急に兵を擧げしが、つひに宇治に敗死し、王もまた流矢にあたりて薨じ給へり。ついで清盛遷都の議を立て、天皇を奉じて攝津福原に移りしが、人々之を喜ばざるもの多く、やむなくまた京都にかへれり。

**源賴朝の擧兵** かかる中に、諸國の源氏、以仁王の令旨を奉じて、兵を起すもの多く、源氏の勢強大となれり。中にも、源賴朝は、北條時政の助を得て、伊豆に起り、一たび石橋山の戰



富士川の對陣



に敗れたれども、忽ちにして、安房上總下總相模武藏の地方を従へ、東國の豪族次第に來り應じ、勢大にふるへり。ここに於て、清盛、孫維盛をしてこれを討たしむ。維盛進みて富士川に對陣せしが、一夜水鳥に驚かされ、戦はずして逃げ歸れり。その後、間もなく清盛薨じ、平氏の勢大に衰へたり。  
源義仲の擧兵 これよりさき、頼朝の從弟義仲も、また兵を信濃に起ししが、北陸を従へ、しきりに平氏

平氏の西走

義仲の入京

義仲敗亡

の軍を破り、勢に乗じて都に攻め上り、宗盛大に恐れ、安徳天皇を奉じ、神器を擁して、一族と共に西海に遁れたり。義仲京に入りて後、功にほこり、亂暴を極めしかば、頼朝は、弟範頼、義經を遣はして義仲を討たしめたり。義仲之を宇治、勢多に拒ぎて敗れ、遂に粟津に戦死せり。



の軍を破り、勢に乗じて都に攻め上り、宗盛大に恐れ、安徳天皇を奉じ、神器を擁して、一族と共に西海に遁れたり。義仲京に入りて後、功にほこり、亂暴を極めしかば、頼朝は、弟範頼、義經を遣はして義仲を討たしめたり。義仲之を宇治、勢多に拒ぎて敗れ、遂に粟津に戦死せり。

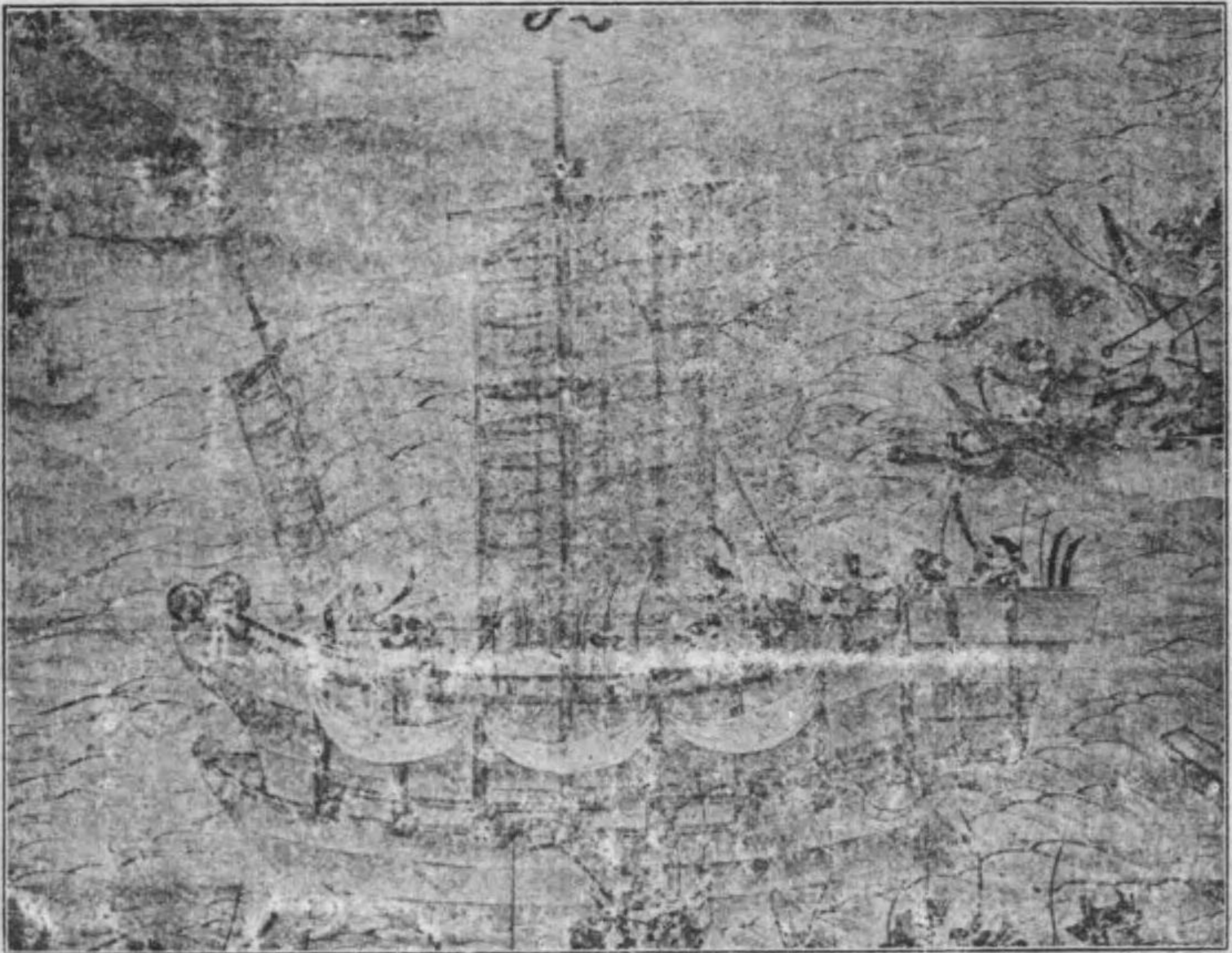




一ノ谷の戦

屋島の戦

壇浦の戦



壇浦の戦に於ける平氏の兵船

平氏の滅亡 この間に平氏は再び勢を得、安徳天皇を奉じて福原にかへり、一谷の要害を恃みしが、程なく範頼・義経に破られ、讃岐の屋島に走れり。ついで、範頼は山陽道より九州に向ひ、義経は屋島を襲ひ、その逃ぐるを逐ひて、之を長門の壇浦に滅したり。天皇は海に投じて崩

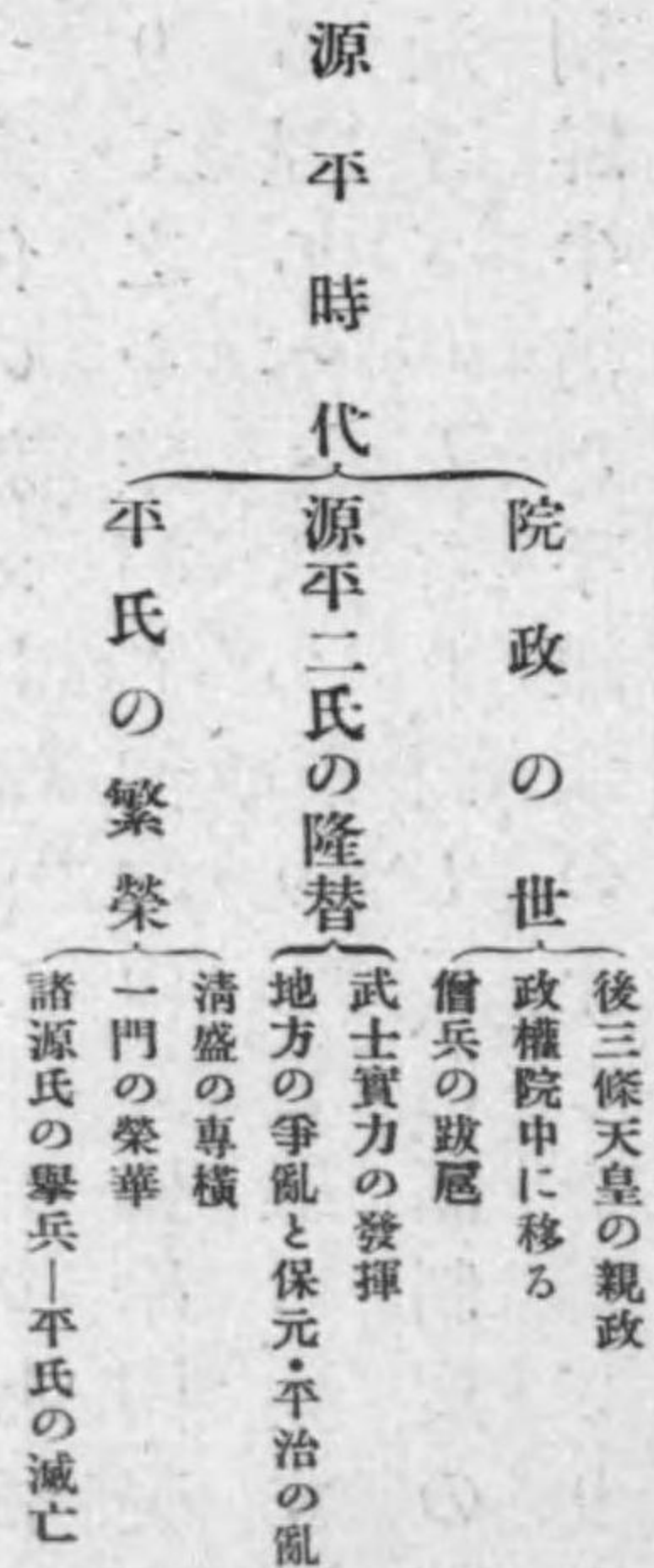
紀元一八四五年

じ給ひ、神劔もまた海底に沈みぬ。平氏の一門多く戦死し、榮華を極むること、僅に二十年にして、平氏ここに亡びぬ。時に壽永四年なり。

参考

清盛は經島を築きて波浪を防ぎ、兵庫の築港を完成し、また音戸の瀬戸を開きて、西國への航行を便にしたり。これらは清盛の美譽として注意すべきことなり。

第三期概括表



中古史總括

中古史は、大化の新政より平氏の滅亡まで、凡そ五百四十年



に亘る。

第一期、大化新政より奈良時代の終に至る約百四十年間は、前時代に引き續き、盛に支那の制度文物をとり入れし時代にして、まづ大化の新政によりて、政治の局面を一變し、律令の撰定成りて、之を整頓し、佛教の隆盛、學問、美術、工藝等の發達また頗る見るべきものありしと雖も、要するに、支那文明の模倣に過ぎざりしなり。而して、内、諸制度の整頓に忙はしき爲め、外、朝鮮半島を手離すの止むを得ざりしと、佛教の興隆あまりに過ぎしが爲め、政治の紊亂を來し、道鏡の如き無道のものを出すに至りしとは、また注意すべき事件なり。

第二期、平安奠都より藤原氏失權に至る約二百八十年間は、支那の文物の我が國風に同化せられし時代なり。その政治は、前期と同じく律令に基きたるものなれども、藏人所檢非

支那文明の模倣

朝鮮半島を放棄す

支那文明の日本化

一、律令時代  
二、奈良時代  
三、平安時代  
四、藤原氏專權時代  
五、平家朝  
六、三條天皇  
七、白河院  
八、堀河院  
九、鳥羽院  
十、白河院  
十一、平家朝  
十二、三條天皇  
十三、白河院  
十四、堀河院  
十五、鳥羽院  
十六、白河院

藤原氏の專横

地方政治の頽廢と武士の興起

遣使廳の設置は、支那の制度に倣へる律令政治に、一變化を與へしものにして、佛教新宗派の興隆は、前期佛教界の腐敗を一掃すると共に、神佛調和の思想を發達せしめ、佛教も亦大に日本化せり。假名の發達は、國文學の進歩を促し、美術、工藝の如きも、また漸く國風を發揮し、都の文華は頗る盛觀を呈せり。この間、藤原氏は次第に名門を排斥して、つひに攝關の要職を獨占し、政權をその一門にあつめしが、後、都の榮華に耽りて、政務を怠りしが爲め、地方政治の頽廢を來し、華奢風流を事として、柔弱に流れしが爲め、武人をして實權を握らしむるの端を開けり。

第三期、後三條天皇の親政より平氏滅亡に至る約百二十年間は、藤原氏權を失ひ、武士の勢力次第に増大せし時代なり。初め、後三條天皇の親政によりて、政權一旦朝廷に歸りたれ



院政時代

平氏の全盛と滅亡

院政時代

ども、ついで、院中の政起りてより、また實權は院廳に移れり。その間、源平二氏は、或は地方の亂を平げ、或は院廳に登用せられ、或は僧兵の跋扈を防ぎて、益、その實力を示したりしが、保元平治の亂を経て、源氏まづ衰へ、平氏の全盛を見るに至りては、政治の全權また平氏の一門に歸せり。而してその驕奢は、人心を失ふの因となり、久しからずして亡びしといへども、源氏はここに再び勢を得て、政治の中心は、長く武門に屬するに至れり。

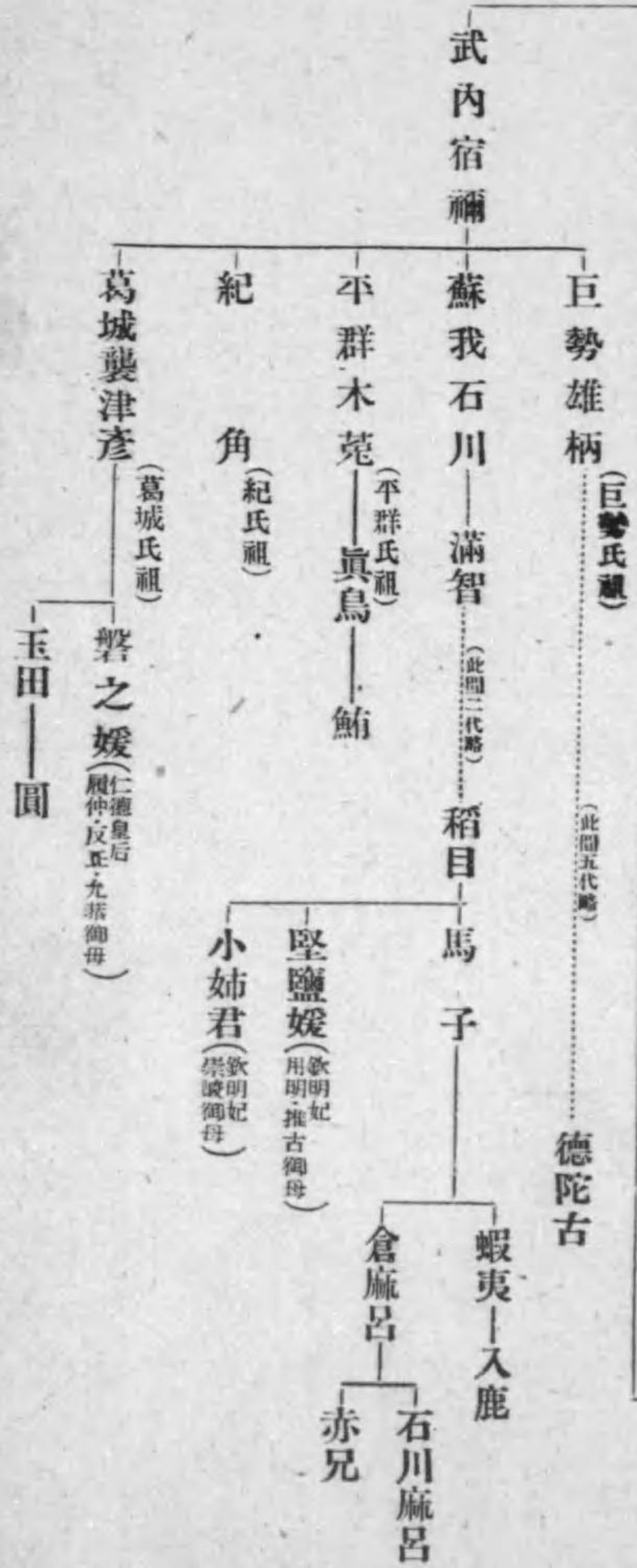
### 訂修中學日本歴史上巻終

#### ◎物部氏略系

饒速日命—可美真手命(此間八代略)—伊宮弗(二代略)—尾輿—守屋  
 布都久留(三代略)—麤鹿火

#### ◎蘇我氏略系

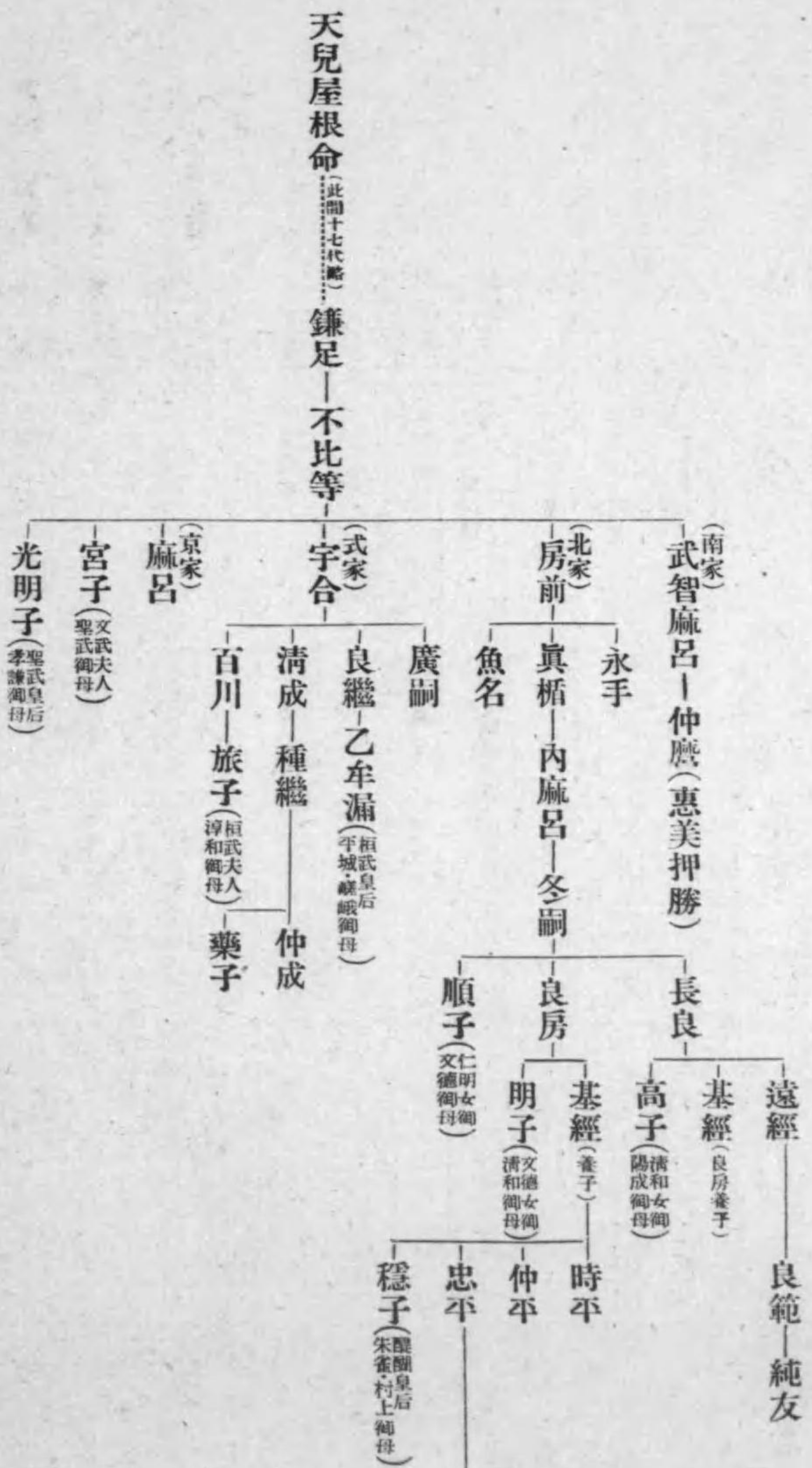
孝元天皇—彦太忍信命—屋主忍男武雄心命



物部氏略系 蘇我氏略系



◎藤原氏略系



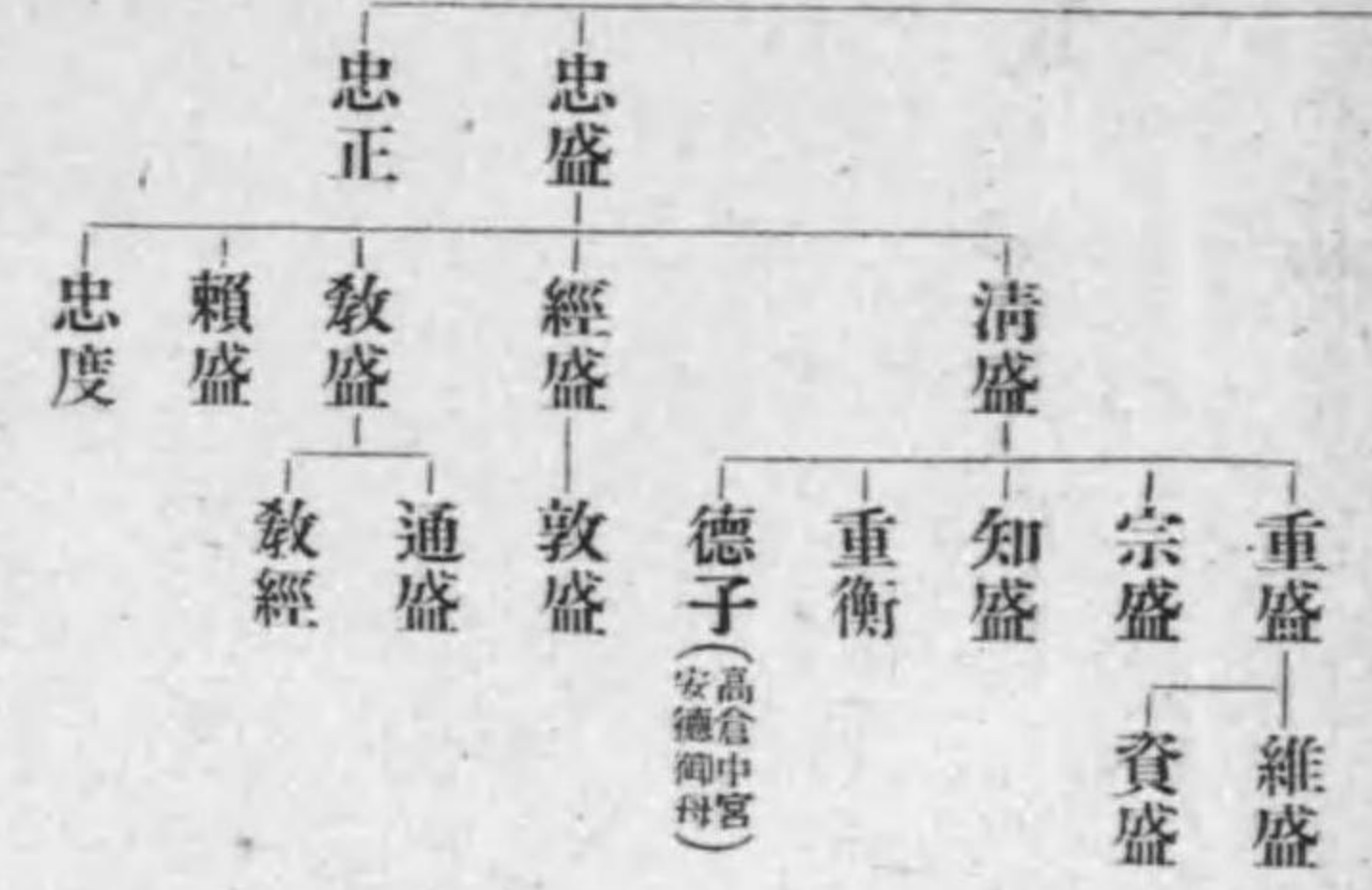
實賴—賴忠



◎平氏略系







◎源氏略系























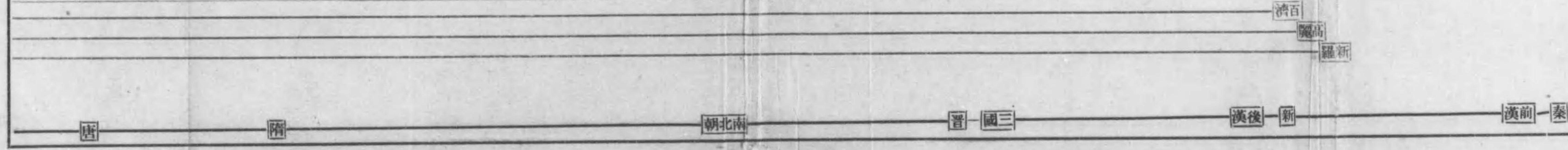






古														上													
三四	三三	三三	三三	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一五	一四	一三	一二	一〇	九	八	七			
舒	推	崇	用	敏	欽	宣	安	繼	武	仁	顯	清	安	允	反	履	應	仲	成	景	垂	崇	開	孝	孝		
明	古	峻	明	達	明	化	閑	體	烈	賢	宗	寧	康	恭	正	中	神	哀	務	行	仁	神	化	元	靈		
二八九—三〇二	二五二—二八八	二四七—二五三	二四九—二四七	二三三—二四五	二九九—二三三	二九五—一九九	二九一—二九五	二六七—二九二	二五九—二六六	二四八—二五八	二四五—二四七	二二九—二四四	二二三—二二六	二〇七—二二三	二〇六—二〇七	二〇六—二〇五	八六〇—九七〇	八五二—八六〇	七九二—八五〇	七三一—七九〇	六三二—七三〇	五五四—六三二	五〇四—五三三	四四七—五〇三	三七二—四四六		
十二年	十六年	二十六年	二年	二十三年	二十三年	二十一年	十六年	十六年	十四年	十四年	十四年	十四年	十四年	十四年	十四年	十四年	八十年	九二年	五年	二十一年	二十一年	四十年	四十年	六十年	六十年		
一一三〇	一一九〇	一一三〇	一一四七	一一三三	一一二二	一一八二	一一八二	一一三三	一一三〇	一一三〇	一一三三	一一三三	一一三三	一一三三	一一三三	九七三	八五三	七九五	七四二	七五七	七五七	七五七	七五七	七五七	七五七		
留學生高向玄理・留學生南淵請安歸朝	犬上御田鎌を唐に遣す(遣唐使の始)	〔隋じび唐起る〕	蘇我馬子物部守屋を滅す	百濟佛像經論を獻す 新羅任那を滅す(日本府亡ぶ)	聖德太子攝政となる 始めて冠位十二階を行ふ 憲法十七條を定む 小野妹子を隋に遣す○法隆寺を造る 隋使來る○留學生・留學生を派遣す	鏡・劍を大和笠縫邑に遷す 四道將軍を派遣す 人民を校し調役を課す 任那保護を請ふ將軍を遣して任那を鎮せしむ (日本府の始)	〔新羅建國〕 〔高麗建國〕	〔百濟建國〕 皇大神宮を伊勢度會の地に遷す(内宮) 殉死を禁ず	熊襲親征 日本武尊の熊襲征伐 日本武尊の蝦夷征伐 日本武尊薨じ給ふ 天皇東國巡幸	國縣を分ち國造・縣主・稻置を置く 熊襲復叛く○天皇親征し給ふ 神功皇后新羅征伐	弓月君歸化す(秦氏の祖)○百濟縫工を貢す 百濟より阿直岐來る 王仁來朝論語千字文を獻す 阿知使主歸化す(漢氏の祖) 阿知使主を吳に遣す 阿知使主工女を伴ひて歸る	難波遷都 詔して課役を免じ給ふ(後十年十月に及ぶ)	吉備田狹任那に據りて叛す 使者支那より織縫女を率ゐて歸る 大藏の設置 豐受大神を伊勢に祀る(外宮)	梁人司馬達等來る 鏡紫國造磐井の叛													

元年〇〇二一元紀 凡千三百年前  
 元年〇〇一元紀 凡千四百年前  
 元年〇〇〇一元紀 凡千五百年前  
 元年〇〇九元紀 凡千六百年前  
 元年〇〇八元紀 凡千七百年前  
 元年〇〇七元紀 凡千八百年前  
 元年〇〇六元紀 凡千九百年前  
 元年〇〇五元紀 凡二千年前  
 元年 凡二千前





大正六年十二月二十二日  
 大正六年十一月十八日  
 大正六年九月十五日  
 大正四年一月十三日  
 改訂再版發行  
 改訂再版發行  
 改訂再版發行  
 修訂再版發行  
 修訂再版發行  
 修訂再版發行



不許複製

發行所

東京市神田區錦町一丁目  
 振替口座東京四九九一番

株式會社 明治書院

長電話本局二四三八番

著者

芝 葛 盛  
 東京市牛込區砂土原町二丁目五番地

發行者

株式會社 明治書院  
 取締役社長 三 樹 一 平  
 東京市本所區番場町四番地

印刷者

岡 功  
 東京市本所區番場町四番地

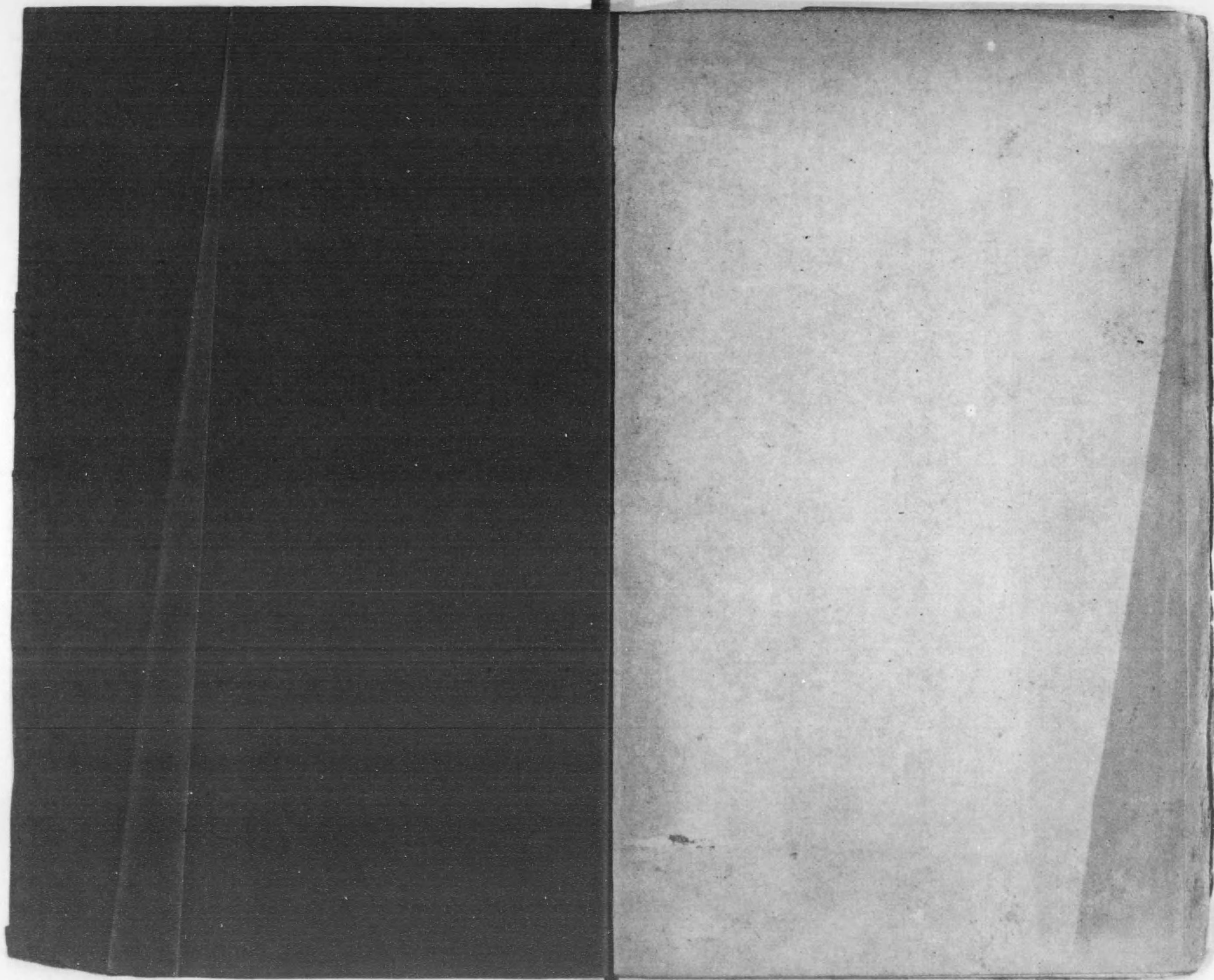
印刷所

出版印刷株式會社本所分工場

訂修中等日本歷史

定價	上卷金四拾八錢
	下卷金七拾五錢







322

178



終